官報
号外
国会会議録
令和八年六月十日

○国会第二百二十一回会 参議院会議録第二十号

令和八年六月十日（水曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第二十号
令和八年六月十日
午前十時開議
第一　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、社会福祉法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）
以下　議事日程のとおり

○議長（関口昌一君）　御紹介いたします。
本院の招待により来日されましたオーストラリア連邦議会上院議長スー・ラインズ閣下御一行がただいま傍聴席にお見えになっております。
ここに、諸君とともに心からなる歓迎の意を表します。
〔総員起立、拍手〕

○議長（関口昌一君）　これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、
社会福祉法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。上野賢一郎厚生労働大臣。
〔国務大臣上野賢一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（上野賢一郎君）　ただいま議題となりました社会福祉法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。
我が国の社会が急速な少子高齢化や人口減少に直面するとともに、単身世帯の増加も見込まれる中、高齢者等が抱える福祉ニーズは多様化、複雑化しています。こうした状況及び人口構造の地域差、世帯構成の変化を踏まえ、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充、福祉人材の安定的な確保及び定着の支援、福祉サービスの提供基盤の強化等を図るため、この法律案を提出いたしました。
以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。
第一に、担い手不足が深刻化する小規模市町村における包括的な支援体制の整備を推進するため、分野横断的な相談支援等をより柔軟に実施可能とするとともに、地域との協働体制を整備する新たな事業及びその財政措置等の規定を新設します。
また、中山間・人口減少地域において介護等のサービス基盤を維持確保するため、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる新たな特例サービスの類型等を新設します。
第二に、頼れる身寄りがいない高齢者等に対して、日常生活の支援、入院等の手続の支援、死後事務の支援を、一定割合以上の利用者に無料又は低額の料金で提供する事業を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談支援体制等を整備します。
また、高齢者及び障害者による成年後見制度や権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、地域権利擁護相談支援センターを法定化します。
第三に、有料老人ホームのサービスの質と運営の透明性を確保するため、中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームの都道府県等への登録制度を導入します。
また、その入居者に係る新たな相談支援の類型を新設し、利用者負担を求めます。
第四に、福祉人材の確保及び定着や介護分野等における生産性の向上等の取組の促進を図るため、その取組を協議する都道府県協議会の設置や、介護支援専門員に係る研修受講を要件とした更新の仕組みの廃止、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の見直しを行います。
第五に、地域で適切な福祉サービスの提供体制の維持確保を図るため、社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加するほか、災害時に福祉に関する業務に従事する者の研修、登録の仕組みを新設します。
最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和九年四月一日としています。
以上が、この法律案の趣旨でございます。
（拍手）

○議長（関口昌一君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山内佳菜子君。
〔山内佳菜子君登壇、拍手〕

○山内佳菜子君　立憲民主・無所属の山内佳菜子です。
ただいま議題になりました社会福祉法等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問いたします。
全ての質問を上野厚生労働大臣にお伺いいたします。明快な御答弁をお願いいたします。
まず、介護保険法についてお伺いいたします。

四月、兵庫で、八十四歳の夫が長年介護してきた妻を殺害するという痛ましい事件が起きました。介護離職、介護難民、老老介護、そして介護殺人、介護をめぐる悲劇は後を絶ちません。介護の問題は、もはや一部の家庭ではなく、社会全体の問題です。

二〇〇〇年にスタートした介護保険法の第一条は、国民の共同連帯により必要な介護サービスを提供することを理念として掲げています。国民が保険料を支払い、必要なときにサービスを受ける、これが介護保険制度の約束です。

しかし、制度創設以来、六十五歳以上の介護保険料の全国平均は約二倍と増加した一方、要支援者向けの一部サービスの給付外しなど、実質的な給付削減が行われてきました。負担は増えた、だけど受けられるサービスは減っている。これでは国民との約束が揺らいでしまうのではないでしょうか。

初めに、大臣に伺います。

この負担増と給付削減の現状をどのように認識していますか。これから先も、保険料は増え、サービスは減るという方針は変わらないのでしょうか。大臣の明確な答弁をお伺いいたします。

次に、地域における介護基盤の崩壊についてお伺いいたします。

要介護、要支援認定を受けている方は、二〇二三年度末で七百八万人、介護保険がスタートした二〇〇〇年と比べて約三倍に増えました。一方で、その方々を支える介護職員は二百十二万六千人で前年比二万九千人減、介護保険制度が始まって以来、初めて減少に転じてしまいました。介護を必要とする人は増える、だけど介護を支える人は減ってしまう。ここでも深刻な逆転現象が加速しています。

長崎県佐世保市の宇久島では、五月、島内唯一の特別養護老人ホームが閉所となり、入所者二十七人が島外への転居を余儀なくされました。人生の最後まで住み続けたい、それは誰もが持つ当たり前の願いではないでしょうか。しかし今、その願いすらかなわない地域が生まれています。地域介護の危機は深刻です。

大臣、住む場所によって介護を受けられる人と受けられない人が生まれる、こうした地域格差について大臣はどのように認識をしていますか。憲法第十四条の法の下の平等、そして憲法第二十五条の生存権と併せてお考えをお伺いいたします。

今回の法案では、中山間地域や人口減少地域への対策として特定地域サービスが創設されます。しかし、その内容は人員配置基準の緩和です。これまでの人を確保し増やすという路線から、これまでよりも少ない人で対応する路線への大きな転換です。

さらに、特定地域サービスでも対応できない場合は、特定地域居宅サービス等事業を創設して、本来介護保険が給付すべきサービスを市町村事業としてサービス提供を行う仕組みも盛り込まれています。

地域ごとの財政力や裁量に丸投げする形にならないでしょうか。住んでいる場所によって受けられるサービスが変わってくるのではないでしょうか。介護格差を更に広げるのではないかと私は懸念をしています。

大臣は、この特定地域サービス等の創設が介護保険制度の公平性を損なうおそれはないと断言できますか。その根拠もお伺いいたします。

人員配置基準の緩和は、介護職員の負担増や離職を招き、利用者の事故や虐待のリスクを高める懸念もあります。

大臣、利用者の安全とサービスの質をどのように確保するのでしょうか。実効性ある担保策をお示しください。

次に、ケアプランの有料化についてお伺いいたします。

ケアプランは、介護サービスを受けるための入口です。ところが、改正案では、住宅型有料老人ホームにおけるケアプランの有料化に踏み切ろうとしています。必要なサービスへの入口を閉ざし、利用控えや重度化につながる懸念があるとして、多くの団体から不安や反対の声を毎日いただいております。

ケアプラン有料化は行うべきではないと考えます。有料化によって利用控えや重度化が起きた場合、どのように対応するのでしょうか。将来的に、在宅を含めたケアプラン有料化へ拡大する考えはないと断言できますか。大臣のお考えをお伺いいたします。

次に、訪問介護についてお伺いいたします。

訪問介護は、住み慣れた自宅で暮らし続けるための命綱です。しかし、政府は、二〇二四年度の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬を引き下げました。その結果、東京商工リサーチの調査によれば、介護事業所の倒産件数は二年連続で最多となり、二〇二五年においては業種別で訪問介護がその半数以上を占めるなど突出していました。在宅介護の基盤が国の政策によって弱体化し、壊されたと言わざるを得ません。

大臣は、この二〇二四年改定後の倒産急増について、どのように分析していますか。今後の教訓も含めてお答えください。

これ以上、国の政策によって介護の基盤を壊すことはできません。そして、介護の問題の根本、人材不足から逃げることはできません。

ホームヘルパーも、二〇二二年の有効求人倍率は十五・五倍という異常な値を示しています。しかし、介護人材はいないのではない、続けられないのです。

政府は処遇改善に取り組んでいますが、それでも令和七年の介護職員の平均賃金は全産業平均よりも八万円も低いという大きな格差があります。なぜ政府の賃上げ政策は現場に十分に届いていないのでしょうか。少なくとも全産業並みの賃金を目標とすべきだと私は考えますが、大臣が掲げる介護職員のあるべき賃金額と、その達成に向けた具体的な取組についてお伺いいたします。

私が知る宮崎の訪問入浴の男性職員の方は、介護と居酒屋の仕事を掛け持ちしています。夜遅くまで働き、翌朝は高齢者の入浴介助に向かう。ありがとうと言われると疲れが吹き飛ぶ、この仕事が本当に好きなんです、お願いですから、介護の仕事を続けられる仕事にしてください、男性からはそのようにお願いをされております。

大臣、今、この今も志を持って全国で介護職員の皆様が現場で汗を流しておられます。全国の介護職員の皆様、そしてこの男性の願いをかなえられるのは、大臣の御英断に懸かっております。

改めて伺います。大臣は、介護人材不足の最大の要因を何だと考えますか。続けられる介護を実現するための具体策をお答えください。

現場では、十万人を超える外国人が日本の介護を支えてくださっています。介護は人の尊厳を支える仕事です。日本人も外国人も、介護を支える人たちの処遇が低いままでよいはずがありません。その仕事にふさわしい敬意と対価が必要です。

大臣、介護職全体の処遇改善が必要ではありませんか。基本給の底上げと適切な労働条件の確保をどのように進めるのか、具体的にお答えください。

次に、介護福祉養成施設卒業者に係る経過措置について伺います。

養成施設を卒業すれば国家資格に、失礼しました、養成施設を卒業すれば国家試験に合格しなくても卒業後五年間は資格を取得できるという期間限定の特例ですが、改正案ではこの特例を更に延長することが盛り込まれています。

人材確保は必要です。しかし、国家資格の信頼性もまた極めて重要です。必要なのは、経過措置の延長ではなく、合格に導くための環境整備ではないでしょうか。働きながら学べる仕組みの充実、そして、国家試験の合格率が低い、日本人に比べて低い外国人介護人材への支援強化です。

大臣、介護福祉国家試験の経過措置は、予定どおり終了すべきではないでしょうか。必要なのは、延長ではなく、資格取得支援の強化ではないでしょうか。大臣の見解をお伺いいたします。

次に、日常生活自立支援事業についてお伺いいたします。

認知症高齢者や障害者の地域生活を支える日常生活自立支援事業は、地域福祉の重要なセーフティーネットです。利用は約五万六千人と横ばい、一方で待機者は二千八百人を超えています。現場からは、予算が足りない、人を確保できないから希望者を受け入れられないという切実な声が上がっています。国庫補助基準額の設定の低さ、都道府県の予算確保の不十分さも課題のようです。

そこで、事業に見合った基準額の見直しと財源確保を行うべきではありませんか。また、確実に現場へ届く仕組みを構築すべきだと考えますが、大臣の見解をお伺いいたします。

さらに、今回の改正案では、この日常生活自立支援事業を拡大する形で、身寄りのない高齢者などへの支援体制整備も盛り込まれています。入院や施設入所の手続、金銭管理、そして死後事務まで、支援の範囲は極めて広範です。

この仕組みの必要性は明らかです。しかし、現時点で既に待機者が出ている現場に対し、頼れる親族がいない高齢者は二〇二四年時点で七百九十万人とも推計されています。制度をつくるだけでは不十分です。支えるための人材、財源が確保されなければ機能しません。

大臣、利用ニーズの拡大が見込まれる中、受皿となる社会福祉協議会の体制強化に加え、市町村、都道府県を含めた役割分担と責任の明確化が必要ではありませんか。実効性ある体制整備について、大臣の見解をお伺いいたします。

政府は、利用者のうち、生活保護など資力が十分でない方に無料又は低額の料金で提供する措置を設けますが、それ以外の利用者の多くを占める中間所得層は、高額な民間サービスを利用する余裕はないのではないでしょうか。いわゆる中所得者層が取り残される危険性が高いという指摘もあります。高額な利用者負担だけで制度を維持しようとすれば、料金が払えず利用できない方が増えてしまいます。一方で、料金を下げれば事業者が成り立ちません。

私は、利用者負担だけではこの事業は運営することは困難だと考えます。必要な方が利用できる料金設定や減免措置をどのようにお考えでしょうか。また、事業継続と必要な方への支援をどのように両立させるのか、大臣にお伺いいたします。

最後に申し上げます。

高市政権は、コスト型、コストカット型経済から成長型経済への転換を掲げています。では、その成長の土台は何でしょうか。安心して働ける社会ではないでしょうか。

介護や福祉は、高齢者だけのためにあるのではありません。家族を支えます。地域を支えます。職場を支えます。働く現役世代を支えます。そして、この国全体を支えているのです。

社会保障の良心とも言われた故山本孝史参議院議員は、二〇〇六年五月二十二日の参議院本会議の質疑の中で、皆さんに語りかけられました。この場所からです。命を守るのが政治家の仕事である、救える命があるのに次々と失われているのは、政治や行政、社会の対応が遅れているからですと。介護保険法も社会福祉法も、家族でも個人でも支え切れない命、暮らしを社会全体で支えるという政治の役割を体現するものではないでしょうか。

大臣、最後に伺います。

私たちは、財源論から逃げることはできません。どのように財源を確保し、どのような社会保障国家を目指すのか。給付付き税額控除や消費税のみならず、将来にわたり持続可能な制度をどう構築し、国民の命を守ろうとしているのでしょうか。

制度を守ることは大切です。しかし、それによって目の前の命がこれ以上ないがしろにされることがあっては断じてなりません。今こそ国民的な議論が必要ではないでしょうか。

参議院議員の皆様に御賛同いただきたく、そして、大臣に明確な答弁をいただきたいとお願いを申し上げまして、私からの質疑を終わらせていただきます。

御清聴いただき、ありがとうございました。

（拍手）

〔国務大臣上野賢一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（上野賢一郎君）　山内佳菜子議員の御質問にお答えをいたします。

介護保険制度の給付、負担の在り方などについてお尋ねがありました。

介護保険制度は老後の安心を支える基盤であり、必要な方に必要な介護サービスを提供することが不可欠と認識しております。今後、更なる高齢者人口の増加によりサービス需要の増加が見込まれる中、今後も必要な介護サービスの提供体制を確保していくことは重要です。

制度の持続可能性を維持し、全ての世代にとって安心なものとなるよう、給付、負担の在り方も含め、不断の見直しを行ってまいります。

介護の地域間格差についてお尋ねがありました。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、利用者の選択により必要なサービスを総合的に受けられる制度として創設さ

れたものです。今後、自治体の規模や地域によって高齢化や人口減少のスピードに大きな差が見込まれる中で、地域の実情に応じて適切にサービスを組み合わせて提供できる体制を確保していくことが重要であり、この考え方は御指摘の憲法の理念とも整合するものと承知しています。

このような観点から、本法案では、地域の実情に応じて多様なサービス基盤を整備するために必要な措置を講ずることとしており、希望する地域において御本人の選択に基づき適切なサービスを利用できるように取り組んでまいります。

特定地域サービス等についてお尋ねがありました。

今回新設する特定地域サービス等の仕組みは、全国一律の介護保険制度を堅持しつつ、現行制度下でサービスの維持確保に課題を抱える中山間・人口減少地域について制度上の対応を行うものです。

制度の導入に当たっては、利用者の安全などサービスの質の確保が重要であると認識をしており、現在約二百の保険者で実施されている基準該当サービスの取組等を踏まえ、人員基準等を設定することを想定しております。また、自治体が随時サービス提供状況の確認を行う、ケアマネジャーを始めとする地域の関係者との連携など外部の目が入る仕組みとするといったことも必要と考えております。

詳細な要件については、現場の意見を丁寧に伺いながら、関係審議会において検討してまいります。

有料老人ホームに係る新たな相談支援類型と利用者負担についてお尋ねがありました。

新たな相談支援類型は、介護付有料老人ホーム等と住宅型有料老人ホームの入居者像が極めて近いものとなっていることや、住宅型有料老人ホームの囲い込みへの対応として創設するものであり、ケアプラン作成を含めて定率負担で対応している介護付有料老人ホーム等の仕組みとの均衡の観点から利用者負担を求めることとしているものです。

今回の見直しは、ホームの入居要件とひも付いた過剰な介護サービスの利用の適正化や、利用者の自立支援、重度化防止に資するケアプランの作成が期待されるものであり、利用者への影響等については、関係者の意見も伺いながら、丁寧に把握してまいります。

また、自宅等の一般的な在宅で介護サービスの提供を受ける方に対して利用者負担を求めることを予定しているわけではありません。

訪問介護の経営状況についてお尋ねがありました。

訪問介護の事業所数については、経年で見ると、全事業所の一割程度が休止、廃止していますが、新規、再開する事業所数はそれを上回っており、差引きでは微増傾向にあると認識しています。

訪問介護事業者の経営状況については、地域の特性、事業所規模、事業形態等により様々である中、長引く人手不足や物価上昇の影響などにより厳しい状況にあると認識しており、令和六年度の介護報酬改定以降、こうした状況を踏まえた支援を行ってきたところです。

さらに今後、令和九年度報酬改定に向けて、今年度実施している介護事業経営実態調査において、事業者の立地や規模、事業形態など、経営状況をきめ細かく把握した上で、適切な単価設定を検討してまいります。

介護分野の人材不足と処遇改善についてお尋ねがありました。

生産年齢人口が減少し、医療と介護の複合ニーズを必要とする八十五歳以上人口が増加する中、地域の介護サービスに必要な人材を確保することが課題であり、人材不足の要因は様々ですが、特に処遇改善の取組を着実に進めていく必要があると考えております。そのため、令和八年度の臨時改定による他職種と遜色のない処遇改善に向けた措置に加え、令和九年度の定例改定においても、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施してまいります。

なお、目指すべき賃金水準については、多角的な検討が必要と考えております。

また、地域の実情に応じた人材確保策に取り組むため、本法案には、都道府県を中心に地域の関係者が人材確保に係る実践的な取組を検討、実行するための協議会の仕組みを盛り込んでおり、こうした取組も通じて、介護人材の確保に全力で努めてまいります。

介護福祉士養成施設卒業者の国家試験義務付けに係る経過措置についてお尋ねがありました。

今回の法案では、資格の質を担保する観点と介護サービスの提供に支障が生じないようにする観点の両方を踏まえ、令和九年度から令和十三年度までの介護福祉士養成施設卒業者を対象とし、卒業後五年間に限り、国家試験に合格せずとも介護福祉士の資格を有することができる措置を講ずることとしています。

その上で、日本人と比べて合格率が低い外国人留学生を含め、国家試験合格による介護福祉士資格の取得を支援するため、日本語教育の更なる充実、留学生指導のためのガイドラインの活用等による養成施設の教育の質の向上、多言語による学習教材や国家試験対策講座の活用等をより一層進めてまいります。

日常生活自立支援事業についてお尋ねがありました。

本事業には、待機者が生じていることや担い手の確保について課題があるものと認識しており、関係審議会の報告書等でも同様の指摘がありました。

本法案では、単身高齢世帯の増加等を背景として、日常生活自立支援事業を発展させ、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業を新たに制度に位置付けることとしています。新たな事業の実施に際しては、現在の日常生活自立支援事業において指摘されている体制面での課題も踏まえ、必要な体制の確保に取り組んでまいります。

社会福祉協議会の体制及び市町村や都道府県との役割分担についてお尋ねがありました。

全国どの地域でも福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業による援助を受けられるよう、都道府県社会福祉協議会には都道府県の区域内で必要な事業の実施を義務付けています。この点を踏まえ、社会福祉協議会の体制については、現在の福祉サービス利用援助事業における取扱いを参考にしつつ、他の民間事業者も担い手になる点といった特徴も踏まえて、今後の予算編成過程で必要な対応を検討してまいります。

また、本事業については、都道府県知事が必要に応じて指導監督を行うこととなるほか、今後国において策定するガイドライン等を通じて適正な事業運営を促してまいります。加えて、頼れる身寄りがいない高齢者等を地域全体で支える体制を整備するため、大臣指針や地域福祉計画のガイドラインにおいて市町村の役割を位置付けてまいります。

身寄りのない高齢者等への支援の利用料及び事業継続についてお尋ねがありました。

福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業は利用料収入で運営いただくことを原則としており、無料又は低額で利用する対象者への援助に必要な費用が生じることも考慮して、事業の運営主体において利用料を設定いただくこととしております。

本事業の支援の内容、無料又は低額の料金で利用できる方の資力の目安、利用料の在り方といった事業の詳細は、今後、調査研究事業等を活用し、検討を深め、ガイドライン等で示す予定としており、実施に当たっては、その内容に沿った対応及び実施体制の確保を行っていただきたいと考えています。

持続可能な社会保障制度の構築についてお尋ねがありました。

社会保障制度を持続可能なものにしていくためには、給付と負担の在り方について、現役世代を含む全ての世代を通じて納得感が得られるものとすることが重要です。

これまでも、制度改革、効率化等に取り組むことで、社会保障関係費の全体的な伸びを抑えつつ、高齢化による増加分に相当する予算を確保しており、さらに、令和八年度は、経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分も加算して確保しています。

今後とも、全ての世代で能力に応じて負担し、支え合い、必要なサービスが必要な方に適切に提供される全世代型社会保障の構築に必要な財源を確保して取り組んでまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　田村まみ君。

〔田村まみ君登壇、拍手〕

○田村まみ君　国民民主党・新緑風会の田村まみです。

ただいま議題となりました社会福祉法等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問をいたします。

法案の質問に入る前に、まず、社会保障費全体の在り方についてお尋ねをいたします。

政府は、社会保障制度に関する度重なる改正を行ってまいりましたが、多くの改正において、制度維持のための負担と給付のバランスという言葉の下に、負担は高く、給付は低くという方向性に、方向に改正を行っています。

いわゆる骨太方針では、一昨年までは、社会保障費の伸びを高齢化の進展の範囲内に抑えるという緊縮の方針が続いておりました。また、昨年の十一月、日本成長戦略会議において、重点的に官民連携の戦略的投資を促進する十七の分野が発表されましたが、これらの戦略分野に需要が拡大すると分かっている介護は入っていませんでした。

厚生労働大臣にお伺いします。

なぜ介護分野が入らなかったのでしょうか。その上で、高齢化の進展の中、介護分野を成長産業と捉え、需要拡大分、人材不足を補うための生産性向上に資するＩＣＴ、デジタル投資、処遇改善による増加分を適切に社会保障費予算へ反映させるべきではないでしょうか。見解を求めます。

需要の拡大により、それを担う介護従事者も長らく人材不足が課題とされ、二〇四〇年には五十七万人が不足すると言われています。総理は、予算委員会で、二〇二六年度、今年度までの人材必要数を大きく下回っているというふうに答弁されました。

厚生労働大臣、今後、人材の必要数、不足数をどのように把握し、分析するのでしょうか。いつまでたっても全産業平均賃金に追い付かない処遇改善、予算確保が困難なまま推進を求められるＩＣＴの活用による生産性の向上、効果測定の難しい職業の魅力向上発信など、これまでの取組では追い付かなかった不足数をどう充足させるのでしょうか。厚生労働大臣に見解を求めます。

国土のグランドデザイン二〇五〇に、コンパクト・プラス・ネットワーク、医療、福祉、商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトな町づくりを進めることにより、新しい集積を形成し、効率性を高め、より大きな付加価値を生み出す国土構造としていくことが必要である旨を記載されていました。

私は、三月の予算委員会において、介護等を必要とする高齢者が一定の場所に集まって住む集住により、介護サービスの効率的、包括的に提供していく新たな軸、これを提案してきました。これは、コンパクト・プラス・ネットワークに通ずるものと考えます。高市総理は、あくまでも御本人や御家族の状況を踏まえ、希望する地域で生活を継続できるように取り組んでいくと答弁されました。その考えは同意しますが、人員不足によって、保険あってサービスなしとなっては元も子もありません。

人材の充足策として、集住を選択肢の一つに掲げ、高齢者がインセンティブを持てるように働きかけていく必要があると考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

あわせて、国土交通大臣に、これまでの介護、福祉分野におけるコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び今後の方針、厚生労働省との連携等についてお伺いをいたします。

それでは、以下、厚生労働大臣に法案の質問をいたします。

本改正において、ケアマネジャーの研修受講を要件とした更新制度が廃止されます。関連して、これまで指摘されてきた高額な受講料や受講日確保の困難等、経済的、時間的制約と、利用者のためのケアマネの質の確保と向上、これも議論をされています。

今回の検討以前に、二回目以降の更新研修で同じ内容のテキスト購入を求められる、受講科目の必要性を感じない、法律、施行規則の情報のみ提示されて、現場での具体的な対応策が示されるわけではないので、厚労省の通知を見れば十分など、研修内容についての指摘があります。現場で経験を重ねているケアマネが支援の質が高まると思える内容にしない限り、更新制度が廃止されても研修受講への疑問は解消されません。研修内容の課題をどのように認識し、解決に取り組むのでしょうか。

次に、本法案について、中重度等の要介護者を入居させる住宅型有料老人ホームの入居に係る新たな相談支援の類型が新設され、利用者負担が求められることになります。一方で、在宅サービス利用に係るケアマネジメントは、介護保険創設以来十割給付でした。

本改正を契機として、住宅サービス利用者全体に対し、ケアマネジメントへの費用負担を求めるという方針転換をされたのか、見解を伺います。

二〇二五年六月末時点で、訪問介護サービスを提供する事業所がゼロの自治体が百十五町村に上ります。既に介護サービス基盤の維持確保が困難となっている地域は多く、さきに提案したとおり、集住策など新たな対応が必要と考えております。

今回、本法案では、地域の実情に応じ、都道府県が当該地域として定める特定地域に、配置基準や包括的な評価の仕組みの導入が可能となる特定地域サービスを創設するとしています。これでは、同じ市町村内でも地区によって報酬体系が変わり、同じサービスでも人員配置基準や報酬、料金がばらばらとなります。これまで全国一律の介護保険制度の維持を求めてきましたが、この転換点とする改正となるのでしょうか。見解を求めます。

そして、包括支払の金額設定、報酬水準の設定をどのようにしていくのかも重要な課題です。

利用者が必要以上にサービスを、サービス利用をケアマネジャーに要求してしまうカスタマーハラスメントのような事案、あるいは事業者が必要なサービス提供を抑制するといったモラルハザードにつながることが懸念されています。衆議院の附帯決議でも、利用が少ないほど事業者の収益が増す構造等が生じ得るとして、サービスの質及び量並びに介護保険制度の公平性及び公正性が損なわれることがないようにと求められていますが、このような利用者と事業者の利益相反へどのように対応していくのか、御説明をお願いします。

あわせて、支え手である訪問介護事業者の事業形態と報酬体系について伺います。

訪問介護事業者といっても、住宅型有料老人ホーム等に併設し、近隣にサービス利用者が集団で居住しているところにサービス提供を行う事業者は、少ない移動時間、高いサービス利用率により利益率が高くなる一方、過疎地域や離島などサービス利用者が分散しているところの事業者は利益率が格段に低くなるという認識は厚生労働省にあるのでしょうか。

令和六年度の介護報酬改定において、他の介護サービスと比較して利益率が良好であるとの理由で訪問介護の基本報酬が引き下げられましたが、過疎地域や離島などの訪問介護事業者に限れば利益率は低位でした。

今後、地域の実情や事業形態等が異なる訪問介護事業を、報酬体系上、同じ訪問介護事業者として扱い続けるのでしょうか。区分を分ける方向で見直し、利用者が点在する地域でサービス提供をする訪問介護事業者が持続可能な制度設計に見直すべきと考えますが、見解を求めます。

介護保険制度で支えている分野ですら人材が不足し、業務内容に見合った賃金が支払われていないのが現状です。本法案における頼れる身寄りがいない高齢者、障害者、生活困窮者への相談支援機能の強化や、各支援事業に携わる社会福祉士等についても処遇が十分ではありません。地域の実情といって現場の努力とやりがいに頼るのではなく、相談支援体制の実態把握と、支援体制強化による業務量、協議会設置等の数、増減を調査し、それを通じて支援事業に対する予算措置の必要があると考えますが、見解を御答弁ください。

私たち国民民主党は、手取りを増やすことを軸に政策を提案しています。しかし、社会保障において、給付の削減による年金・健康・介護保険料の引下げでは必要な支援が滞ります。本改正において支援が必要な方へより効果的で効率的に届くよう、政策提案、議論していくことを申し上げ、質問とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣上野賢一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（上野賢一郎君）　田村まみ議員の御質問にお答えをいたします。

介護分野の生産性向上に資する投資と処遇改善についてお尋ねがありました。

介護分野におけるテクノロジーの導入については、令和七年度補正予算による支援等に加え、日本成長戦略会議における十七の戦略分野のうち、ＡＩ・半導体分野のロードマップ素案において介護を重点領域の一つとすることが検討されているほか、労働市場改革分科会とりまとめにおいても、複数年度にわたる導入支援を実施することとされています。成長戦略の中でも重要な位置付けにあると考えており、引き続き取り組んでまいります。

あわせて、介護人材の確保に向けて処遇改善が重要であり、令和八年度の臨時改定による措置に加え、令和九年度の定例改定においても、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施してまいります。

介護人材の確保策についてお尋ねがありました。

介護人材の確保に向けては、他職種に遜色のない処遇改善の取組に加え、現場の負担軽減、職場環境の改善、介護職の魅力向上など、様々な取組を総合的に実施することが引き続き重要と考えています。

今後必要となる介護職員数については、都道府県が策定する令和九年度からの第十期介護保険事業支援計画において、これまでの状況の変化を反映した新たな推計を行うこととしています。

その上で、高齢化や人口減少の状況、人材の供給量などは地域によって異なることから、今回の法案には、都道府県を中心に地域の関係者が現状や課題を把握、分析し、実践的な取組を検討、実行するための協議会の仕組みを盛り込んでいます。こうした仕組みも活用して、介護人材確保に全力で努めてまいります。

高齢者の集住についてお尋ねがありました。

どこでどのように生活するかについては、本人の希望や選択が重要であり、介護保険制度では、施設、居宅、居住系などのサービスを本人の選択により利用できる仕組みとしています。

今後、自治体の規模や地域によって高齢化や人口減少のスピードに大きな差が見込まれる中においても、本人が希望する地域で自分らしい生活を継続できるよう、本法案では、地域の実情に応じて多様なサービス基盤を整備するために必要な措置を講ずることとしています。

自治体による介護保険事業計画等の策定に当

たっては、本法案の内容も踏まえつつ、住宅、交通担当部局等と連携するとともに、町づくりに関する取組との調和が保たれるよう取り組んでまいります。

ケアマネジャーの法定研修についてお尋ねがありました。

今回の改正では、ケアマネジャーの資格の有効期間とひも付けた更新研修は廃止する一方で、資質の維持向上を目的として定期的に受講する新たな研修を設けることとしています。

この研修内容については、その目的に見合ったものとすることが必要であり、例えば、講義については、直近の制度改正や報酬改定の内容など最新の知識が学べるよう国レベルで一元的な研修資材を作成するとともに、演習についても、直近の制度改正等を踏まえた事例や地域ケア会議等から把握した事例など、近年顕在化している事例を扱うよう都道府県に見直しを求めるなど、研修の質の確保を図ってまいります。

有料老人ホームに係る新たな相談支援類型についてお尋ねがありました。

新たな相談支援類型は、介護付有料老人ホーム等と住宅型有料老人ホームの入居者像が極めて近いものとなっていることや、住宅型有料老人ホームの囲い込みへの対応として創設するものであり、ケアプラン作成を含めて定率負担で対応している介護付有料老人ホーム等の仕組みとの均衡の観点から、原則一割の利用者負担を求めることとしているものです。自宅等の一般的な在宅で介護サービスの提供を受ける方に対して利用者負担を求めることを予定しているわけではありません。

特定地域サービスの創設についてお尋ねがありました。

特定地域サービスの仕組みは、全国一律の介護保険制度を堅持しつつ、現行制度下でサービスの維持確保に課題を抱える中山間・人口減少地域について制度上の対応を行うものです。現行の介護報酬でも、中山間、離島等の事業所に対して加算による評価を行っており、特定地域サービスはこうした仕組みを参考に導入するものです。

また、各地域において特定地域サービスを導入するに当たっては、都道府県と市町村が協議すること、地域の事業者や住民との丁寧な対話や調整が行われることを想定しており、こうした手続について関係者に丁寧に周知してまいります。

特定地域サービスにおける包括的な評価の仕組みについてお尋ねがありました。

包括的な評価の仕組みについて、具体的な報酬設計に当たっては、全ての利用者について単一の報酬を設定するのではなく、サービスの内容や利用回数等、利用のパターンに応じて複数の報酬区分を設定することを予定しています。

また、サービスの質の確保の観点から、例えば、保険者である自治体が事業所と連携し、随時サービス提供状況の確認を行う、ケアマネジャーを始めとする地域の関係者と事業所との連携体制を確保するなど外部の目が入る仕組みとするといった方策を講ずることも必要と考えています。

訪問実績の確認により、不適切な取扱いが生じない仕組みとなるよう、今後、関係審議会において必要な検討を、必要な対応を検討してまいります。

訪問介護の報酬体系についてお尋ねがありました。

訪問介護の経営状況は、地域の特性や事業規模、事業形態等に応じて様々であると認識しています。今年度実施している介護事業経営実態調査において、事業者の立地や規模、戸別訪問型、住宅型有料老人ホーム併設型などの事業形態など、経営状況をきめ細かく把握した上で、令和九年度介護報酬改定において適切な単価設定を検討してまいります。

支援を担う方の処遇や支援事業への予算措置についてお尋ねがありました。

本法案では、包括的な支援体制の拡充等を図るため、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する相談体制等の整備や関係事業を制度的に位置付ける等、今後直面する課題に継続的に対応することとしています。

多様で複雑なケースが増加する中、支援を行う方々の役割は大きく、これまでもそうした支援員の業務量や処遇等についての実態把握を行ってきたところですが、引き続き、現場の実態を把握した上で、予算面も含めて必要な対応を検討してまいります。（拍手）

〔国務大臣金子恭之君登壇、拍手〕

○国務大臣（金子恭之君）　田村まみ議員から、介護、福祉分野におけるコンパクト・プラス・ネットワークの取組等についてお尋ねがありました。

国土交通省では、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の中で、介護施設や社会福祉施設を計画的に整備する取組を支援することなどにより、町中への介護、福祉機能の集積を進めております。

また、厚生労働省等の十二省庁で構成いたします支援チームの下、分野別の支援施策集を取りまとめて公表するなど、関係省庁連携の下で町中への生活関連機能の集積に取り組んでいます。

この結果、人口減少等が進む中でも、介護、福祉施設を町中に誘導する自治体の約八割において、町中におけるこれらの施設の数が維持又は増加しており、介護、福祉機能の維持、充実に寄与しております。

このような取組を引き続き行いながら、厚生労働省を始め関係省庁と連携して、実効性のあるコンパクト・プラス・ネットワークの取組を全国で推進してまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　川村雄大君。

〔川村雄大君登壇、拍手〕

○川村雄大君　公明党の川村雄大です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました社会福祉法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

本法律案は、人口減少、単身高齢世帯の増加、家族や地域のつながりの希薄化、そして介護・福祉人材の不足という我が国が避けて通れない社会構造の変化に対応するためのものであり、その諸施策の方向性については評価します。

一方で、どのような制度も、それを動かすのは人であります。よって、大切なのは、現場の方々をどう支え、守るかであります。

日々、利用者の生命と尊厳を守るために尽力をされる福祉・介護従事者の皆様を、国としてどう支え、守っていくのか。そして、制度のはざまで困難を抱える方々に、必要な支援を確実に届けるための制度をどのように具体化していくのか。本法案を真に実効性のあるものとするため、これらの点について総括的に質問をいたします。

小規模市町村を含め、全ての市町村に包括的支援体制を構築することは重要です。一方、小規模市町村では、介護、障害、子供、生活困窮など、各分野に十分な人材を配置することが難しい現実があります。そこで、一次相談は分野横断的に受け止めつつ、専門的相談には都道府県、近隣自治体、専門職団体等が伴走、後方支援を行う体制が必要です。

国として、必要な予算をどう確保し、分野横断的な人材の育成にどう取り組むのか、厚生労働大臣に伺います。

あわせて、子供、若者支援について伺います。

先日、孤立する若者を支援するＮＰＯ法人を視察をさせていただきました。不登校、いじめ、虐待、孤独、孤立、貧困、ヤングケアラー、引きこもりなど、子供、若者が抱える困難は外から見えにくく、よって支援にもつながりにくい構造があります。

包括的支援体制を構築するのであれば、高齢者や生活困窮者だけでなく、子供、若者支援も明確に位置付けるべきです。大臣指針にその旨を明記し、重なり合う困難を把握できる全国的な実態調査を実施すべきではないでしょうか。こども家庭庁とも連携した方針を厚生労働大臣に伺います。

次に、中山間・人口減少地域における特定地域サービスについて伺います。

中山間・人口減少地域においては、訪問介護等での急なキャンセルや長い移動距離の影響を強く受け、従来の出来高払だけでは事業継続が難しい実態があります。よって、包括的な評価の仕組みを設ける特定地域サービス等の方向性は評価します。

一方、同一市町村内に市街地と中山間地域が混在する場合、市町村未満の単位で指定されることも想定されます。

特定地域の指定について国としてどのような客観的指標を示すのか、厚生労働大臣の御所見を伺います。

次に、有料老人ホームの登録制度と新たな相談支援類型について伺います。

住宅型有料老人ホームについて、いわゆる囲い込みの問題等に対応するため、登録制度の導入、相談支援類型の創設、紹介事業者の優良認定制度を設ける方向性は理解しますが、いずれも慎重な運用が必要です。

例えば、住宅型ホームの入居者にケアプラン作成等で原則一割負担を求めることは、今後、在宅ケアプラン有料化につながるのではないかと懸念があります。また、負担導入に伴う利用控え、それに伴う重度化、居住継続への影響、それから、ケアマネジャー等への過剰要求等の影響を施行後に定期的に把握し、必要に応じて見直すべきと考えます。併せて厚生労働大臣の御見解を伺います。

次に、介護・福祉人材の安定的な確保及び定着支援について伺います。

介護・福祉人材の確保、定着は、社会保障の基盤そのものであります。そこで、何より重要なのは従事する方々の処遇改善であります。

政府は、令和九年度介護・障害福祉サービス等報酬改定に向け、物価上昇、賃金上昇、他職種との賃金格差、事業所経営、離職状況等を踏まえ、介護・福祉従事者が誇りを持って働き続けられる具体的な処遇改善と人材定着策に全力で取り組むべきです。厚生労働大臣の御決意を伺います。

介護福祉士養成施設卒業者に係る経過措置について伺います。

政府案では、令和十三年度までの養成施設卒業者について、卒業後五年間は介護福祉士資格を有することができる経過措置を延長する一方、卒業五年間実務経験を積めば国家試験に合格しなくても資格が継続する仕組みは廃止し、最終的には国家試験合格を必須とする方向であると承知をしています。

国家資格である介護福祉士について、人材の質と量を確保することは極めて重要です。近年増加傾向にある外国人留学生や特定技能等で就労しつつ資格取得を目指す方々に対し、日本語教育、学習支援、生活支援等をどう充実させ、国家試験合格率をどう引き上げるのか、厚生労働大臣に具体策を伺います。

次に、介護支援専門員、ケアマネジャーについて伺います。

ケアマネジャーは、利用者や御家族の身体的、精神的、社会的状況を詳細に把握し、個別性の高いケアプランを作る極めて重要な専門職であり、介護保険制度の要ともいうべき存在であります。

その意味で、五年ごとの資格更新制を廃止することは、現場の負担軽減、人材確保、それから潜在ケアマネの復職促進等の観点から評価をいたします。

一方、専門性維持のための法定研修は引き続き求められます。

更新制廃止後も実質的な負担増とならないよう、研修受講料等の費用負担を軽減し、離島、過疎地、小規模事業所でも活用しやすい補助制度を設けるべきです。また、研修時間は業務に必要な研修として、適切な労務管理の下で受講時間を確保すべきです。さらに、研修内容を実務に直結する内容に精査、統一し、オンライン、オンデマンド化、分割受講等を徹底すべきではないでしょうか。厚生労働大臣の御見解を伺います。

さらに、ケアマネジャー資格の法的位置付けについて伺います。

政府は、介護支援専門員、ケアマネジャーを介護保険法に規定された国家資格と位置付けていると答弁をしています。しかし、登録や専門員証の交付は都道府県単位で行われ、現場では国家資格としての社会的認知がまだまだ弱いとの声があります。

介護保険制度の要であるケアマネジャーの社会的評価を高め、処遇改善、人材確保につなげるため、国家資格としての位置付けを明確に周知するとともに、例えば厚生労働大臣名での介護支援専門員証交付等も検討すべきではないでしょうか。厚生労働大臣の御見解を伺います。

最後に、ケアマネジャーの安全確保について伺います。

先日、居宅訪問中のケアマネジャーが利用者の御家族に命を奪われるという痛ましい事案が発生をいたしました。心より御冥福をお祈り申し上げます。

御家族の介護負担等の現実にも目を向けなければなりませんが、何よりもケアマネジャーの安全確保、再発防止策に政府を挙げて全力で取り組まなければなりません。

日本介護支援専門員協会の令和六年度調査では、三七・七％のケアマネジャーが過去一年間に

カスタマーハラスメントを受けた経験があると回答しています。その相手方は利用者の主介護者やキーパーソンが最も多く、言葉の暴力、精神的攻撃、過度な要求、不当なクレーム、中には身体的暴力も報告をされています。

単身での訪問それ自体が、ケアマネジャーを始め訪問サービス従事者の安全を脅かし得る構造的要因ではないか、検証が必要です。

訪問看護には複数名訪問加算があり、訪問介護にも暴力行為等が認められる場合に二人訪問を評価する仕組みがあります。一方、ケアマネジャーには同様のインセンティブがありません。

報酬が月単位の定額で、一回ごとの訪問加算がなじみにくいのであれば、同行訪問経費の補助、防犯機器の導入、地域ケア会議での困難事例共有など、できる対策を急ぎ検討、実施すべきです。

ケアマネジャーへのカスタマーハラスメント、暴力、脅迫、不当要求等を重大課題として位置付け、安全確保策を徹底すべきと考えますが、厚生労働大臣の御見解を伺います。

以上で質問を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣上野賢一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（上野賢一郎君）　川村雄大議員の御質問にお答えをいたします。

小規模市町村の体制整備のための対応についてお尋ねがありました。

本事業の一次相談対応に必要な人材育成については、社会保障審議会の報告書の内容を踏まえ、一次相談対応のための必要な研修や相談対応支援のためのＡＩの活用方策等について検討が必要と考えております。また、専門的相談対応においても、都道府県による後方支援事業を推進することや、近隣市や専門職団体等への協力を要請する際の支援も課題と認識しております。

これらの課題に対応する具体策を検討するため、今年度はモデル事業の予算を確保しており、この結果等も踏まえつつ、制度の施行に向けて必要な対応を進めてまいります。

子供、若者支援についてお尋ねがありました。

社会福祉法においては、子供、若者も含め、属性を問わず、地域生活課題を抱える地域住民に対する包括的な支援体制を整備することを市町村の努力義務とし、これまでその推進を図ってまいりました。

その上で、厚生労働省では、今年度、様々な課題を抱える子供、若者への包括的な支援の在り方等に関し、自治体や民間団体の先行的な取組や若者の実態などについて調査研究を行うこととしています。その結果等も踏まえ、大臣指針において、子供、若者への支援の観点を位置付けることを検討してまいります。

また、こども家庭庁においても、若者の状況や課題を詳細に把握するための大規模な調査を実施していると承知しており、それぞれの調査結果を共有しながら、子供、若者のニーズにも対応する包括的な支援体制の整備を推進してまいります。

特定地域の基準についてお尋ねがありました。

本法案で介護保険法に規定する特定地域については、現行の特別地域加算や離島等相当サービスの対象地域を基本としつつ、サービス需要の減少を捉える観点で、高齢者の人口密度や高齢者人口の減少などに着目した一定の基準を示すこととしています。この基準を踏まえて、都道府県が市町村の意向を確認し、市町村の全域又は市町村内の一部の地域を対象地域として決定することとしています。

具体的な基準については、本案、本法案の成立後、厚生労働省の関係審議会において検討してまいります。

有料老人ホームに係る新たな相談支援類型についてお尋ねがありました。

新たな相談支援類型は、介護付有料老人ホーム等と住宅型有料老人ホームの入居者像が極めて近いものとなっていることや、住宅型有料老人ホームの囲い込みへの対応として創設するものであり、ケアプラン作成を含めて定率負担で対応している介護付有料老人ホーム等の仕組みとの均衡の観点から利用者負担を求めることとしているものです。自宅等の一般的な在宅で介護サービスの提供を受ける方に対して利用者負担を求めることを予定しているわけではありません。

また、今回の見直しでは、ホームの入居要件とひも付いた過剰な介護サービスの利用の適正化や、利用者の自立支援や重度化防止に資するケアプランの作成が期待されますが、利用者への影響等については、関係者の意見も伺いながら、丁寧に把握してまいります。

介護、障害福祉分野の処遇改善と人材定着についてお尋ねがありました。

介護、障害福祉分野における人材定着のためにも処遇改善は重要であり、他職種と遜色のない処遇改善に向け、令和九年度の定例改定を待たずに、令和八年度に臨時改定を実施し、介護・福祉職員について定期昇給込みで最大月一・九万円の賃上げが実現する措置を実施したところです。

その上で、令和九年度の定例改定においても、介護、障害福祉分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるという認識の下、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施してまいります。

介護福祉士を目指す外国人への支援についてお尋ねがありました。

外国人留学生等が介護福祉士資格を取得することを支援するため、養成施設で留学生指導のためのガイドラインの活用を進めるほか、多言語による学習教材の作成や、全国各地での国家試験対策講座の開催、介護事業所が行う学習支援等に要する経費の補助などにも取り組んでいます。

さらに、日本語教育の充実を図るとともに、留学生支援の好事例を展開すること等により、希望する外国人介護人材が介護福祉士の資格を取得し、我が国の介護現場で長く活躍していただけるよう、きめ細かく支援してまいります。

ケアマネジャーの法定研修についてお尋ねがありました。

今回の研修の見直しでは、受講に係る時間的、経済的な負担を軽減する観点から、五年間など一定の期間内での分割受講を可能とし、オンライン、オンデマンドの受講を基本とする、全国統一的な実施が望ましい研修は国レベルで講義部分等の研修資材を一元的に作成するなどの対応を行うことを考えています。こうした取組と併せて、地域医療介護総合確保基金の活用を進め、受講料負担の軽減を図ります。

また、ケアマネジャーが研修を適切に受けられるよう、事業者に対して研修受講機会の確保のために必要な措置を講ずる義務を課すこととしてい

ます。さらに、研修内容についても、最新の知識を習得でき、より実践的な内容となるよう、検討を進めてまいります。

ケアマネジャーの位置付けについてお尋ねがありました。

ケアマネジャーは都道府県が管理する資格となっていますが、介護保険法に規定されており、国家資格に位置付けられるものと考えています。その上で、全国統一的な実施が望ましい研修内容については国レベルで一元的に教材を作成する、各都道府県で実施する研修の内容についても国として見直しの方針を示すなど、国の役割を強化いたします。

なお、都道府県が資格を管理していることから、資格証の交付も都道府県知事の名で行っているものであり、こうした取組、取扱いを変更する考えはありませんが、先ほど述べた取組を通じて、国家資格としての位置付けを明確化するとともに、医療、介護分野以外の方々への認知度向上を図り、ケアマネジャーの社会的評価の向上や人材確保に努めてまいります。

ケアマネジャーの安全確保についてお尋ねがありました。

ケアマネジャーなどの在宅介護従事者の安全確保を図るため、これまでもハラスメント対策のためのマニュアルの作成や助成を行ってきました。

その上で、今回の事案を受けて、事案発生二日後の今月三日付けで自治体に対して事務連絡を発出し、介護サービス事業者に対して、事業者での対応が困難な場合は、日頃から地域の関係者と連携して地域全体で困難事例を共有、対応することや、ケアマネジャーの安全確保、ハラスメント対策のための国の支援として、利用者宅に複数名で訪問する場合の経費を補助できることをお示しました。

ケアマネジャーを始めとした介護従事者が安心して働くことができる環境を整備できるよう、必要な取組を進めてまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　宮出千慧君。

〔宮出千慧君登壇、拍手〕

○宮出千慧君　参政党の宮出千慧です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました社会福祉法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

今回の改正を審議するに当たり、まず、根本的なことをお伺いいたします。

我が国の社会福祉は、問題が大きくなれば改正し、制度に穴が空けば塞ぐ、その繰り返しで今日まで歩んできたのではないでしょうか。もちろん、その都度懸命に制度を整え、国民の暮らしを守ろうとしてきた先人たちの努力と献身に対し、心から敬意を表します。その積み重ねがあればこそ、今日の社会福祉の基盤があることは言うまでもありません。しかし、問題が生じるたびに対応を繰り返すだけでは、この国が本当に目指すべき社会の姿はいつまでも見えてこないのではないでしょうか。

かつて日本社会には、家族、地域、職場といった共同体が確かに存在し、人々は互いに支え合いながら生きてきました。しかし、その共同体も、都市化、核家族化、そして個人化の波の中で、長い時間を掛けて静かに失われてきました。その喪失の上に今日の孤立や孤独の問題があり、身近に頼れる人がいない、地域に助けを求める先がない、困り果てた末に行政の窓口を頼らざるを得ない、そうした構造が福祉需要の増大という形で今日の社会福祉に重くのしかかっているのではないでしょうか。

こうした背景を踏まえるならば、単に制度を継ぎ足すだけではなく、そもそも社会の中でどのように人と人が支え合う仕組みを再構築するのかという根本的な問いに向き合わなければなりません。

今回の改正は、地域住民の取組や地域の支え合いを重視するものでありますが、それが公的責任の後退であってはなりません。政府は、今回の改正が公助の縮小ではなく、公的責任を前提とした上での地域支援の再構築であると国民に対して明確に説明できるでしょうか。自助、互助、共助、公助それぞれの役割分担をどのように整理し、どのような局面において国が最終的な責任を果たすのか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

現在、核家族化が急速に進み、三世代が同居する家庭は激減しました。地域のつながりも薄れ、隣に誰が住んでいるかも分からない時代になりました。しかし、そんな時代だからこそ、世代を超えた交流に価値があるのではないでしょうか。多世代交流は、子供たちに多様な大人の生き方を見せ、社会性や思いやりを育みます。一方、高齢者にとっては、子供や若者との交わりが生きがいとなり、孤立を防ぐ大きな力となります。

今回、介護予防と地域の支え合いを一体的にサポートする拠点の機能が強化されますが、私は、これは多世代が共に暮らし、共に関わり合える地域社会を再生する大きなチャンスになり得ると考えております。この拠点を、介護予防という機能にとどまらず、地域における多世代交流の場として積極的に育てていくお考えはあるのか、政策の中でどのように位置付けているのか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

さて、制度を支えるのは、最終的には人です。介護、障害福祉、児童福祉、相談支援、生活困窮者支援など、福祉の現場では高い専門性と深い倫理観が求められます。しかし、その処遇は責任の重さに見合っているとは言い難い状況が長年続いております。低賃金、長時間労働、精神的疲労、こうした現実が離職者を増やし、新たな担い手の参入を妨げ、特に介護の現場は、外国人の手を借りなければ、もはや成り立たなくなっております。

政府として、社会福祉全体を横断する人材政策をどのように構想しているのか、民間、公的部門両面における介護・福祉人材の処遇改善と人材養成に向けた長期的、体系的な戦略を厚生労働大臣にお伺いいたします。

今回の改正における包括的な支援体制の整備促進事業や、頼れる身寄りがいない高齢者等の自立支援策の拡充、判断能力が不十分な者の総合的な権利擁護支援策の充実により、社会福祉協議会や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、こども家庭センターなど、地域の最前線にある機関の役割は一層重くなります。しかし、現場は既に人員不足、委託費不足、相談件数の増加に直面しております。政府は、制度だけを拡充して現場に負担を押し付けることのないよう、人員配置、財政支援、研修、ＩＣＴ化、専門職確保についてどのような具体策を講じるのか、厚生労働大臣にお伺いします。

次に、今回の改定で新設される特定地域サービスについて伺います。

中山間地域や人口減少地域において地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とするこの制度は、過疎地における福祉サービスの維持という観点から一定の意義があることや、画一的な基準では対応し切れない地域の現実があることは十分に理解をしております。

しかし、地域の実情に応じた配置基準という言葉は、裏を返せば、人口減少地域では都市部より低い人員配置、低いサービス水準でもやむを得ないという論理に転化しかねません。そして、それが積み重なることで地域間の格差が固定化され、やがて公的責任そのものが後退していくという懸念を禁じ得ません。

特定地域サービスがサービス水準の切捨てや公的責任の後退につながらないよう、政府はどのような基準を設け、どのように検証し、見直しの仕組みを担保するのか、厚生労働大臣にお伺いいたします。

今回の改正は、介護、障害、子供、生活困窮など、分野を超えた包括的支援体制を強化するものです。その中で見落としてはならないのがヤングケアラーです。

ヤングケアラーは、親の病気や障害、あるいは祖父母の介護、幼い兄弟の世話など、本来であれば大人が担うべき責任を子供が誰にも気付かれないまま背負っている問題です。

家族のケアに追われ、友人と遊ぶ時間も勉強に集中する時間も奪われている子供たちがたくさんおります。しかも、当事者である子供たち自身が、相談するほどの悩みではないと感じてしまったり、家族のことを話してはいけないとの思いから声を上げられずにいるケースが多いことがこの問題の深刻さであります。彼らは困り事を困り事として言語化できないのです。

こうした子供たちを地域全体で早期に発見し、確実に支援につなげる仕組みを構築することが不可欠ではないでしょうか。未来ある子供たちを守るため、ヤングケアラーの実態把握、早期発見はもちろん、発見した後どう救っていくのかについてどのような施策を講じていかれるか、こども政策担当大臣にお伺いいたします。

私が目指す社会は、誰もが幾つになっても生きがいを持って生きられる社会です。仕事を引退した後も地域のために働き、自分はここで必要とされているという実感を持って暮らせる社会こそが真に豊かな社会であり、何よりの健康の源泉ではないかと考えます。

もちろん、必要な方が介護サービスの利用をためらうような制度であってはなりません。その前提で、地域活動や就労的活動、ボランティア、通いの場への参加など、高齢者が健康を保ちながら地域の担い手として活躍することを社会としてしっかりと評価する仕組みが必要ではないでしょうか。ポイント制度の拡充や地域活動への支援など、主体的な健康づくりと社会参加を後押しする取組を広げていくことは、制度に頼らざるを得ない状況をそもそも生み出さないための社会設計につながります。

今回の改正にとどまらず、介護予防と生きがいづくりを社会福祉政策として具体的にどのように推進していくか、厚生労働大臣のお考えをお伺いいたします。

一灯照隅という言葉がございます。一つのともしびがまず自分の足下の隅を照らす。その小さな光が集まって、やがて万灯となり、世を照らすことができる。国民一人一人が自らの持つ力を地域のために生かして生きていく。その小さな光が集まって、地域共生社会が実現する。政府には、そのような社会の実現に向け、現場の声に真摯に耳を傾けながら福祉行政を進めていただくことを求め、私の質疑を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣上野賢一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（上野賢一郎君）　宮出千慧議員の御質問にお答えをいたします。

自助、互助、共助、公助の役割分担や公的責任についてお尋ねがありました。

社会福祉法において、地域福祉の推進は公的責任を前提としており、国、地方公共団体が果たすべき責務を規定しています。

さらに、今回の改正では、国、地方公共団体には、地域住民等の主体的な活動と密接に連携しながら地域福祉を推進する責務がある旨を明記し、地域住民等と国、地方公共団体の役割を整理しつつ、公的責務を明確化しています。

また、市町村が公的責務を果たす具体的な取組として包括的な支援体制の整備を求めており、本法案では、これを促進する方策として、小規模市町村を対象とした新たな事業を創設することとしています。

このように、自助、互助、共助、公助がそれぞれの役割を発揮できるよう、今後とも地域共生社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

介護予防と地域の支え合いを一体的にサポートする拠点についてお尋ねがありました。

住民主体の介護予防の取組を推進する通いの場は、これまでも、高齢者の社会参加に加え、地域の支え合いや多世代交流にも寄与してきたところです。

本法案に盛り込んだ介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点である介護予防支援拠点は、通いの場の取組を実施することや他の通いの場を支援する機能を主軸としつつ、地域の実情に応じて子供食堂も開催するなど、分野を超えた多世代交流の場としても活用いただける新たな事業であり、その普及に取り組んでまいります。

福祉人材の確保についてお尋ねがありました。

福祉人材の確保に向けては、例えば介護分野では、他職種に遜色のない処遇改善の取組や、介護福祉士養成施設の学生に対する修学資金の貸付けによる人材養成の支援など、国、都道府県において様々な取組を総合的に実施しています。

その上で、今後の高齢化や人口減少の状況、人材の供給量などは地域によって異なることから、今回の法案には、都道府県を中心に官民の地域の関係者が現状や課題を把握、分析し、実践的な取組を検討、実行するための協議会の仕組みを盛り込んでおり、二〇四〇年を見据え、各地域で戦略的に福祉人材を確保できるよう、取組を推進してまいります。

本法案による現場の支援体制の負担についてお尋ねがありました。

小規模市町村の事業に関わる、事業に携わる相談員等については、必要な研修の実施、ＡＩ、ＩＣＴを活用した相談業務の援助等の対策を行うとともに、総合的な権利擁護支援については、小規

模市町村など中核機関を設置していない自治体への支援を行う都道府県に対し、アドバイザーの配置、派遣のための支援等を行うこととしています。

また、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援を行う社会福祉協議会の体制については、現在の福祉サービス利用援助事業における取扱いを参考にしつつ、他の民間事業者も担い手になる点といった特徴も踏まえて、今後の予算編成過程で必要な対応を検討してまいります。

特定地域サービスについてお尋ねがありました。

特定地域サービスは、中山間・人口減少地域において柔軟にサービスの維持確保ができるよう、配置基準の弾力化等の実施を可能とするものです。

制度の導入に当たっては、サービスの質の確保に配慮する観点から、サービス、事業所間での連携やＩＣＴ機器の活用等を前提としつつ、管理者や専門職の常勤、専従要件、夜勤要件の緩和等を行うことが考えられます。また、自治体が随時サービス提供状況の確認を行う、ケアマネジャーを始めとする地域の関係者との連携など外部の目が入る仕組みとするといったことも必要と考えております。

現場の意見を丁寧に伺いながら、関係審議会において対応を検討していくとともに、実施後の影響についても適切に把握してまいります。

介護予防と生きがいづくりについてお尋ねがありました。

厚生労働省では、高齢者が生きがいを持って自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の社会参加を促す住民主体の介護予防の取組を推進しているところです。

こうした介護予防の取組を一層進めるため、本法案に介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点として介護予防支援拠点を運営する事業の創設を盛り込んでおり、子供の福祉や障害福祉といった分野も含めた一体的な社会福祉政策を推進してまいります。（拍手）

〔国務大臣黄川田仁志君登壇、拍手〕

○国務大臣（黄川田仁志君）　ヤングケアラーへの支援についてお尋ねがありました。

支援ニーズが顕在しにくいヤングケアラーの特徴を踏まえれば、その支援に当たっては、ヤングケアラー本人やその家族に身近で接する福祉、介護、医療、教育等の関係機関、団体等がしっかりと連携し、地域全体での支援体制を構築することが大変重要と考えています。

そのため、こども家庭庁においては、ヤングケアラーの実態把握、早期発見に向けて、地方自治体によるヤングケアラーの実態調査に対する支援や、ヤングケアラー本人やその家族に身近に接する関係機関の職員への専門的な研修に対する支援を実施しております。

また、把握したヤングケアラーを確実に必要な支援につなげるために、地方自治体によるヤングケアラーコーディネーターの配置を支援することを含め、地域における支援体制の構築に取り組んでおります。

さらに、ヤングケアラーの支援に関し、関係することも家庭庁、文部科学省及び厚生労働省で今後取り組むべき施策を議論するプロジェクトチームにおいて、本年夏を目途に更なる支援策を取りまとめることとしております。

引き続き、分野横断的な連携を図りつつ、ヤングケアラーへの支援の充実に取り組んでまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（関口昌一君）　**日程第一　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長熊谷裕人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔熊谷裕人君登壇、拍手〕

○熊谷裕人君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、情報通信技術の進展に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため、小学校等において電磁的記録を含む教科書の使用を可能とするとともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、デジタルな形態の教科書の導入の進め方、新たな教科書の検定及び採択の在り方、学校におけるＩＣＴ環境の更なる整備の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、参政党の後藤委員、日本共産党の吉良委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十二
賛成　二百九
反対　三十三

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第二　予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長里見隆治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔里見隆治君登壇、拍手〕

○里見隆治君　ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資するよう、予備自衛官等が招集に応ずるための環境を整備するとともに、その職務の重要性に対する国民の関心と理解を深め、予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るため、国家公務員及び地方公務員が予備自衛官等の兼業を行う場合における国家公務員法、地方公務員法等の特例の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、現行制度の現状及び本法律案の効果、影響、民間企業における環境整備の必要性、広報啓発活動の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員より反対、社会民主党の福島委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十二
賛成　二百二十六
反対　十六

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第三　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長北村経夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔北村経夫君登壇、拍手〕

○北村経夫君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特定重要物資等供給不可欠役務への支援、特定社会基盤事業への医療分野の追加、事業者による特定海外事業の促進等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、中東情勢等を踏まえ、必要な措置について速やかに検討を進める旨の修正が行われております。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、サプライチェーン強靱化に向けた取組、基幹インフラ事業者の負担軽減、特定海外事業に係る政府及びＪＢＩＣの対応、官民協議会における適切な情報共有等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の大門委員及びれいわ新選組の伊勢崎委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十一
賛成　二百二十五
反対　十六

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十一分散会

出席者は左のとおり。

議長	関口　昌一君
副議長	福山　哲郎君
議員	
中田　優子君	宮出　千慧君
平戸　航太君	櫻井　祥子君
後藤　翔太君	小林さやか君
安達　悠司君	塩入　清香君
庭田　幸恵君	杉本　純子君
初鹿野裕樹君	竹詰　仁君
堂込麻紀子君	大津　力君
岩本　麻奈君	山中　泉君
浜口　誠君	松田　学君
安藤　裕君	梅村みずほ君
礒﨑　哲史君	神谷　宗幣君
上田　清司君	奥村　祥大君

白川　容子君　　かごしま彰宏君
岩渕　友君　　大門実紀史君
牛田　茉友君　　水野　孝一君
山添　拓君　　江原くみ子君
原田　秀一君　　吉良よし子君
山田　吉彦君　　伊藤　辰夫君
仁比　聡平君　　岡崎　太君
田村　まみ君　　芳賀　道也君
小池　晃君　　石　平君
足立　康史君　　後藤　斎君
金子　道仁君　　松野　明美君
浜野　喜史君　　伊藤　孝恵君
青島　健太君　　中条きよし君
舟山　康江君　　榛葉賀津也君
川合　孝典君　　嘉田由紀子君
高木かおり君　　串田　誠一君
片山　大介君　　石井　苗子君
柴田　巧君　　松沢　成文君
浅田　均君　　猪瀬　直樹君
上野ほたる君　　若林　洋平君
新実　彰平君　　山本　啓介君
ながえ孝子君　　佐々木りえ君
永井　学君　　友納　理緒君
石井めぐみ君　　福山　守君
脇　雅昭君　　古庄　玄知君
長谷川英晴君　　藤井　一博君
星　北斗君　　小林　一大君
加藤　明良君　　生稲　晃子君
赤松　健君　　宮本　周司君
阿達　雅志君　　山田　宏君
井上　義行君　　滝波　宏文君

上月　良祐君　　北村　経夫君
三原じゅん子君　　堀井　巌君
舞立　昇治君　　山下　雄平君
野上浩太郎君　　松村　祥史君
古賀友一郎君　　高橋　克法君
酒井　庸行君　　佐藤　啓君
山谷えり子君　　宮沢　洋一君
野村　哲郎君　　小野田紀美君
牧野たかお君　　望月　良男君
北村　晴男君　　平山佐知子君
齊藤健一郎君　　百田　尚樹君
神谷　政幸君　　梶原　大介君
越智　俊之君　　若井　敦子君
宮本　和宏君　　東野　秀樹君
山本佐知子君　　吉井　章君
いんどう周作君　　かまやち敏君
寺田　静君　　臼井　正一君
本田　顕子君　　加田　裕之君
朝日健太郎君　　進藤金日子君
今井絵理子君　　こやり隆史君
石田　昌宏君　　馬場　成志君
藤川　政人君　　長谷川　岳君
江島　潔君　　渡辺　猛之君
青木　一彦君　　磯﨑　仁彦君
石井　浩郎君　　山本　順三君
岡田　直樹君　　石井　準一君
松山　政司君　　末松　信介君
有村　治子君　　高良　沙哉君
安野　貴博君　　伊波　洋一君
尾辻　朋実君　　高橋はるみ君
清水　真人君　　郡山りょう君

出川　桃子君　　西田　英範君
泉　房穂君　　見坂　茂範君
小林孝一郎君　　鈴木　大地君
高木　真理君　　岩本　剛人君
小川　克巳君　　船橋　利実君
山田　太郎君　　自見はなこ君
藤木　眞也君　　松川　るい君
打越さく良君　　大家　敏志君
上野　通子君　　森　まさこ君
古川　俊治君　　猪口　邦子君
松下　新平君　　福岡　資麿君
浅尾慶一郎君　　西田　昌司君
吉田　忠智君　　櫻井　充君
鶴保　庸介君　　橋本　聖子君
木村　義雄君　　鈴木　宗男君
吉川　沙織君　　中曽根弘文君
ラサール石井君　　奥田ふみよ君
福島みずほ君　　山内佳菜子君
伊勢崎賢治君　　福士　珠美君
小島とも子君　　大島九州男君
横沢　高徳君　　村田　享子君
三上　えり君　　古賀　千景君
柴　愼一君　　鬼木　誠君
羽田　次郎君　　塩村あやか君
田島麻衣子君　　岸　真紀子君
石垣のりこ君　　熊谷　裕人君
木戸口英司君　　古賀　之士君
杉尾　秀哉君　　小沢　雅仁君
石橋　通宏君　　勝部　賢志君
森本　真治君　　小西　洋之君
徳永　エリ君　　斎藤　嘉隆君

国務大臣

水岡　俊一君　　田名部匡代君
広田　一君　　牧山ひろえ君
森　ゆうこ君　　青木　愛君
蓮　舫君　　辻元　清美君
長浜　博行君　　川村　雄大君
佐々木雅文君　　司　隆史君
下野　六太君　　窪田　哲也君
原田大二郎君　　伊藤　孝江君
宮崎　勝君　　竹内　真二君
里見　隆治君　　三浦　信祐君
杉　久武君　　横山　信一君
上田　勇君　　秋野　公造君
高橋　光男君　　平木　大作君
竹谷とし子君　　石川　博崇君
谷合　正明君　　西田　実仁君
天畠　大輔君　　木村　英子君

文部科学大臣　　松本　洋平君
厚生労働大臣　　上野賢一郎君
国土交通大臣　　金子　恭之君
防　衛　大　臣　　小泉進次郎君
国　務　大　臣（内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画））　　黄川田仁志君
国　務　大　臣（内閣府特命担当大臣（経済安全保障））　　小野田紀美君

副大臣

厚生労働副大臣　　仁木　博文君

議長の報告事項

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　生稲　晃子君　岸　真紀子君　小島とも子君　塩村あやか君　徳永　エリ君　石川　博崇君　横山　信一君　新実　彰平君　安藤　裕君　宮出　千慧君　山添　拓君

補欠　吉井　章君　高木　真理君　福士　珠美君　村田　享子君　石垣のりこ君　佐々木雅文君　原田大二郎君　高木かおり君　櫻井　祥子君　中田　優子君　大門実紀史君

決算委員

辞任　滝波　宏文君　森　まさこ君　高木　真理君　江原くみ子君　奥村　祥大君　嘉田由紀子君　高木かおり君　櫻井　祥子君

補欠　出川　桃子君　西田　英範君　岸　真紀子君　後藤　斎君　原田　秀一君　松野　明美君　新実　彰平君　塩入　清香君

行政監視委員

辞任　吉井　章君　福士　珠美君　後藤　斎君　伊波　洋一君

補欠　生稲　晃子君　小島とも子君　江原くみ子君　高良　沙哉君

議院運営委員

辞任　出川　桃子君

補欠　滝波　宏文君

西田　英範君　森　まさこ君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

令和八年度一般会計補正予算（第１号）

令和八年度特別会計補正予算（特第１号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員北村晴男君提出福岡県議会の海外視察に関する質問に対する答弁書（第五一号）

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

令和八年度一般会計補正予算（第１号）

令和八年度特別会計補正予算（特第１号）

同日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく令和七年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受領した。

同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長から、公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく令和七年度公害等調整委員会年次報告書を受領した。

同日内閣から、森林・林業基本法第十一条第八項において準用する同条第六項の規定に基づく森林・林業基本計画の変更の報告を受領した。

同日内閣から、水産基本法第十条第一項の規定に基づく「令和七年度水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度水産施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和七年度環境の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度環境の保全に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和七年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣から、生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「令和七年度生物の多様性の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書を受領した。

同日内閣を経由して原子力規制委員会委員長から、原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく令和七年度原子力規制委員会年次報告書を受領した。

一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　青木　一彦君

補欠　見坂　茂範君

法務委員

辞任　有村　治子君

補欠　進藤金日子君

山崎　正昭君　若井　敦子君

財政金融委員

辞任　星　北斗君

補欠　磯﨑　仁彦君

高木　真理君　水岡　俊一君

農林水産委員

辞任　進藤金日子君

補欠　有村　治子君

国土交通委員

辞任　見坂　茂範君　若井　敦子君

補欠　青木　一彦君　山崎　正昭君

環境委員

辞任　磯﨑　仁彦君　水岡　俊一君

補欠　星　北斗君　高木　真理君

予算委員

辞任　朝日健太郎君　吉井　章君　福士　珠美君　秋野　公造君　高木かおり君　櫻井　祥子君

補欠　上月　良祐君　山谷えり子君　小島とも子君　窪田　哲也君　新実　彰平君　塩入　清香君

決算委員

辞任　出川　桃子君　西田　英範君　後藤　斎君　原田　秀一君　司　隆史君　新実　彰平君　松野　明美君　塩入　清香君　吉良よし子君　伊勢崎賢治君

補欠　滝波　宏文君　森　まさこ君　江原くみ子君　奥村　祥大君　横山　信一君　高木かおり君　嘉田由紀子君　櫻井　祥子君　岩渕　友君　大島九州男君

行政監視委員
辞任　補欠
上月　良祐君　朝日健太郎君
山谷えり子君　吉井　章君
小島とも子君　福士　珠美君
江原くみ子君　後藤　斎君
岩渕　友君　吉良よし子君
大島九州男君　伊勢崎賢治君
高良　沙哉君　伊波　洋一君

議院運営委員
辞任　補欠
滝波　宏文君　出川　桃子君
森　まさこ君　西田　英範君

懲罰委員
辞任　補欠
窪田　哲也君　秋野　公造君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
理事　竹内　真二君（竹内真二君の補欠）
理事　杉本　純子君（杉本純子君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（新藤義孝君外八名提出）（衆第一一号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三四号）
総務委員会に付託
産業技術力強化法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）　経済産業委員会に付託
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）　環境委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
「公共インフラ整備」の経費を含む安全保障関連経費に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第五二号）
ホルムズ海峡の封鎖等の影響により事業活動を縮小した事業主を迅速に支援するための雇用調整助成金の要件見直し等に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第五三号）

昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任　補欠
見坂　茂範君　加藤　明良君

総務委員
辞任　補欠
馬場　成志君　山本佐知子君

法務委員
辞任　補欠
進藤金日子君　有村　治子君
若井　敦子君　山崎　正昭君

外交防衛委員
辞任　補欠
小野田紀美君　東野　秀樹君
中曽根弘文君　吉井　章君

財政金融委員
辞任　補欠
磯﨑　仁彦君　星　北斗君
柴　愼一君　石橋　通宏君
水岡　俊一君　高木　真理君

文教科学委員
辞任　補欠
片山さつき君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）　滝波　宏文君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

厚生労働委員
辞任　補欠
石橋　通宏君　柴　愼一君
秋野　公造君　原田大二郎君
新実　彰平君　上野ほたる君

農林水産委員
辞任　補欠
有村　治子君　進藤金日子君
東野　秀樹君　小野田紀美君

経済産業委員
辞任　補欠
加藤　明良君　青木　一彦君
上野ほたる君　新実　彰平君

国土交通委員
辞任　補欠
青木　一彦君　見坂　茂範君
山崎　正昭君　若井　敦子君
山本佐知子君　馬場　成志君

環境委員
辞任　補欠
星　北斗君　磯﨑　仁彦君
吉井　章君　中曽根弘文君
高木　真理君　水岡　俊一君
原田大二郎君　秋野　公造君

予算委員
辞任　補欠
上月　良祐君　朝日健太郎君
山谷えり子君　吉井　章君

決算委員
辞任　補欠
滝波　宏文君　片山さつき君
横山　信一君　司　隆史君
岩渕　友君　吉良よし子君
大島九州男君　伊勢崎賢治君

行政監視委員
辞任　補欠
朝日健太郎君　上月　良祐君
吉井　章君　山谷えり子君
吉良よし子君　岩渕　友君
伊勢崎賢治君　大島九州男君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
辞任　補欠
福山　守君　石田　昌宏君
松川　るい君　生稲　晃子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
総務委員会
理事　藤井　一博君（藤井一博君の補欠）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）審査報告書

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（閣法第五〇号）審査報告書

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）審査報告書

同日内閣から次の報告書を受領した。

第二百十九回国会参議院において採択された請願の処理経過

同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（九月三十日任期満了の白井幸夫の後任）

小野瀬　厚

（同日任期満了の田村達久の後任）

徳本　広孝

（同日任期満了による再任）　野田　崇

同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月三十日任期満了の若生俊彦の後任）

横田　信孝

（同日任期満了による再任）　大橋　洋一

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員長に任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月二十六日任期満了による再任）

小川　秀樹

同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（七月四日任期満了による再任）　横山　美夏

（髙田　美夏）

（同日任期満了による再任）　永山　篤史

（同日任期満了による再任）　浅見　裕子

（同日任期満了による再任）　川添　義弘

（同日任期満了の河端瑞貴の後任）

藤澤美恵子

（同日任期満了による再任）　坂本　圭

（同日任期満了による再任）　杉浦　綾子

同日内閣から、左記の者を運輸安全委員会委員に任命したいので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（九月三十日任期満了による再任）

伊藤　裕康

（同日任期満了の上野道雄の後任）

田口　晴邦

（同日任期満了による再任）　高橋　明子

審査報告書

学校教育法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月九日

文教科学委員長　熊谷　裕人

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、情報通信技術の進展に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため、小学校等において電磁的記録を含む教科書の使用を可能とするとともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、デジタルな形態の教科書のアクセシビリティ機能を充実させ、障がいの有無や不登校、言語の壁を越えて、一人一人が得意を伸ばし自分らしく輝ける質の高い教育環境を全国に整備すること。加えて、認知特性にかかわらず、全ての児童生徒が学びにアクセスできるよう、標準化を推進するとともに、多様な学びを適切に評価する方策について検討を進めること。また、国内外のアクセシビリティに関する標準規格を踏まえ、デジタルな形態の教科用特定図書等が満たすべき技術的標準規格の策定に当たっては、当事者の声が規格策定のプロセスにおいて適切に反映されるよう、参加の機会を確保すること。

二、デジタルな形態の教科書の導入を単なる教材の電子化にとどめることなく、生成ＡＩの急速な進展や人口減少社会の到来を見据え、我が国が目指す公教育の将来像を明確に示すとともに、子どもたちの主体性、創造性、協働性及び情報活用能力の育成に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に推進すること。また、デジタルな形態の教科書の教育効果について、学力のみならず、主体性、創造性、協働性、情報活用能力その他の資質・能力を含む多面的な観点から継続的な実証及び検証を行い、その結果を公表するとともに、教育政策へ反映すること。

三、児童生徒の学習履歴及び教育データについては、その利活用とプライバシー保護の両立を図りつつ、本人及び保護者の権利を尊重した適切な管理及び運用の在り方について検討を進めること。あわせて、教育データの標準化や継続的な調査研究を実施し、子どもの発達段階や障がいの特性、教科の特性、言語の多様性等を踏まえ、その結果を不断に教育現場の改善に反映させる仕組みを構築すること。また、不登校児童生徒、病気療養児童生徒その他多様な事情を有する子どもたちについて、学習履歴及び教育データの利活用を含め、学びの継続性及び教育機会の確保に必要な施策を推進すること。

四、Ｎ－Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想により専門高校等の機能強化・高度化が進められる中に

あっても、学習意欲や基礎学力に課題を抱える生徒、視覚障害や発達障害のある生徒、外国にルーツを持つ生徒等が取り残されることのないよう万全を期すこと。具体的には、デジタルな形態の教科書のアクセシビリティ機能や、高度な専門技術習得のためのシミュレーション教材等を最大限に活用した個別最適な学びの実現に取り組むとともに、多様な生徒の表現方法を評価する多面的・アウトプット型評価を推進すること。

五、ＩＣＴやデジタルな形態の教科書を賢く使いながらも、五感を通じた体験活動や対話的・協働的な学びを子どもたちに保障し、紙の教科書・デジタル活用・体験活動のベストミックスでバランスがとれたハイブリッドな学びを実現すること。また、デジタルな形態の教科書やＡＩ等の導入によって、他者との対話や身体的な実体験が軽視されることのないよう、教育の本質を見失わない運用を徹底するとともに、児童生徒が達成感や自らの強みが伸びる歓びを実感できる人間教育を強力に推進すること。国は、教科書に関する紙とデジタルの最適な組合せについて、諸外国の状況も含め多角的な調査研究を継続するとともに、エビデンスに基づいて子どもの発達段階や教科特性を踏まえた指針を示すこと。

六、デジタルな形態の教科書について、国は、デジタルの活用を目的とするのではなく、児童生徒の学びの充実を図ることを目的として、その活用の在り方等を検討し、教科書に係る指針や標準仕様等を定めること。また、教科書の質を担保するため、デジタルな形態の教科書の検定審査の方法等について専門的な見地から検討を行うとともに、検定審査の体制を着実に整備すること。

七、デジタルな形態の教科書の採択に関し、地域間の格差が生じないよう、全ての教育委員会が適切な判断を行えるようにするため、教育委員会の採択に係る負担の軽減策を講ずること。また、従来の教科内容に加え、アクセシビリティ、操作性、学習支援機能等について適切に評価するための指針の整備を図ること。あわせて、デジタルな形態の教科書及びその活用法について、教科書展示会その他の機会を通じ、保護者及び地域住民への十分な情報提供と採択過程の透明性の確保に努めること。

八、教科書の内容や分量、教科書に掲載される二次元コードが大幅に増加する中、教科書の内容を網羅的に教えなくてはならないという考え方が依然として根強く、学校現場で負担感が生じている実態を踏まえ、教科書の分量やデジタル教材との役割分担等を検討するとともに、教科書「を」教える教科書観から教科書「で」教える教科書観への転換を促進し、子どもや学校現場の負担軽減を図ること。

九、デジタルな形態の教科書の活用効果を最大限に引き出すには、教員がきめ細かく指導できる環境が不可欠であるため、高等学校を含め更なる学校の望ましい指導体制の構築に努めること。あわせて、教員の業務負担軽減に向けた校務ＤＸの推進や、地域の教育資源との連携体制の整備を行い、教育効果の最大化を図ること。また、デジタルな形態の教科書の使用が認められることを契機として、教員がデジタルの活用も含めた授業研究のための時間を十分に確保できるようにするため、教員業務支援員等の学校を支えるスタッフの配置の一層の拡充等に努めるとともに、必要な予算措置を講ずること。

十、国は、教員の専門性を最大限に引き出す支援に万全を期すこと。そのために、現職教員が受講しやすいオンライン研修も含めた多様な形態による教員研修の抜本的拡充や効果的な活用事例の共有、教員養成課程での実践的指導法の修得、ＩＣＴ支援員の配置による技術的サポート体制の充実を国の責任において支援・推進すること。

十一、新たな負担や格差を生まないよう、高校生等奨学給付金による端末購入支援や家庭の通信環境の整備支援の拡充に取り組むこと。また、転校・進学時の学習履歴の継続性の確保及びネットワーク障害時でも学びが止まらないセーフティネットの構築を行うこと。

十二、デジタルな形態の教科書を活用するためには、学校における安定した通信環境が必要であることから、地方公共団体ごとの通信環境の違いが児童生徒の学習環境の格差につながることがないよう、ＩＣＴ環境の整備に努めること。また、デジタルな形態の教科書に関連する端末や機器の整備について、必要な予算措置を講ずること。

十三、デジタル教科書の導入に伴うアカウント設定・管理等の事務的負担が学校現場において大きな課題となっていることを踏まえ、国は、教科書発行者等と連携しながら負担軽減に向けた取組を進めるとともに、有効な対策や好事例を学校現場に積極的に周知・共有すること。また、デジタルな形態の教科書の導入に当たり、認証基盤、ＩＤ体系、データ形式等の標準化及び相互運用性の確保を進めるとともに、ベンダーロックインの防止及び地方公共団体・学校の負担軽減に努め、教育ＤＸの推進に資する持続可能な教育基盤の整備を図ること。

十四、デジタル教科書の使用による児童生徒の視力低下など健康面に関する留意点を整理し、教育委員会や学校等への周知・啓発を図ること。あわせて、スマートフォン等のデジタル端末によるＳＮＳ依存等のリスクを踏まえ、医学的知見に基づく学校での利用ルールのガイドライン等の周知を保護者等にも徹底するとともに、自己管理能力を高めるデジタルウェルビーイングの視点を養うこと。また、これらについて、健康面に関する調査と医学的知見に基づくフィードバックを継続して行うこと。加えて、視力、睡眠、依存その他の健康への影響に十分配慮し、端末利用時間の管理、フィルタリングその他のデジタルウェルビーイングを仕組みとして確保するための取組を推進すること。

十五、より良い教科書を子どもたちに確実に届けるため、教科書発行者との連携を図りつつ、教科書の定価については、物価の変動や技術の進展等に伴い必要なコストに見合った適正な価格に設定すること。また、義務教育段階の教科書の無償措置を実現するために必要な財政上の措置を確実に行うこと。

十六、著作物等を教科書に掲載する際の補償金額の検討に当たっては、学校教育における教科書の役割、教科書の安定的な発行・供給の確保、権利者への適切な対価還元等に十分留意すること。

右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年四月二十八日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一　殿

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律

（学校教育法の一部改正）

第一条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「おいては、」の下に「教科書（」を加え、「教科用図書又は」を「教科用の教材又は」に、「教科用図書を」を「教科用の教材をいう。次項及び附則第九条において同じ。）を」に改め、同条第四項中「教科用図書及び第二項に規定する教材」を「教科書」に改め、同条第五項中「教科用図書」を「教科用の教材」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第九条第一項中「第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書」を「教科書以外の教科用の教材」に改め、同条第二項を削る。

（教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正）

第二条　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「教科書」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項に規定する教科書をいう。

第二条第二項中「製造供給する」を「製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給する」に改める。

第三条第一項中「その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に」を「文部科学省令で定めるところにより、」に、「、発行者の氏名住所及び」を「又は名称、発行者の氏名又は名称及び住所、」に、「、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日」を「その他文部科学省令で定める事項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第六条第一項中「基き」を「基づき」に、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第二項中「第二条第一項に規定する学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第七条第一項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第八条中「部数」を「数」に改める。

第九条中「左の各号の一に当る」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第二号中「、信用状態」を「又は信用状態」に改め、同条第五号中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に改める。

第十条第二項中「教科書を各学校に供給する」を「第二条第二項の文部科学省令で定める供給の方法ごとに供給のために必要な行為として文部科学省令で定める行為が完了する」に改める。

第十二条中「発行部数」を「発行数」に、「一分にあたる」を「百分の一に相当する額の」に改める。

第十三条中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、同項の義務に係る業務の履行の状況が、当該義務を相当程度履行したものとして文部科学省令で定める状況にある場合は、同項の義務の履行が完了する前においても、文部科学省令で定めるところにより、その一部の還付を請求し、又は当該請求に係る債権を譲渡することができる。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とする。

（文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正）

第三条　文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「時期までに製造供給するにたる」を「期間を通じて製造し、及び供給するに足りる」に、「第三条」を「次条」に改める。

第四条第一項中「見積つた」を「見積もつた」に、「予定部数」を「予定数」に改める。

第五条第一項中「一部当り」を「一点当たり」に改め、同条第二項中「付しよう」を「付そう」に、「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「左」を「次」に改め、同項第一号中「部数」を「数」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第七条中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改める。

第十条中「部数」を「数」に改める。

第十二条中「すみやかに」を「速やかに」に、「部数」を「数」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十三条中「責」を「責め」に、「の製造供給」を「を製造し、及び供給すること」に、「発行部数が五万部を越えない」を「発行数が五万を超えない」に、「やすく」を「安く」に改める。

第十四条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「、信用状態」を「又は信用状態」に、「製造供給する」を「製造し、及び供給する」に改め、同項第四号中「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を「義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第二項中「ととのわない」を「調わない」に改める。

第十七条中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教材その他の」を削る。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律の一部改正）

第四条　義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和三十七年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

義務教育諸学校の教科書等の無償に関する法律

第一条第一項中「教科用図書」を「教科書及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第五条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律

目次中「無償給付及び給与」を「無償給付等及び給与等」に改める。

第一条中「教科用図書」を「教科書等」に改める。

第二条第二項及び第三項を次のように改める。

2　この法律において「教科書等」とは、学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書（以下「教科書」という。）及び同法附則第九条に規定する教科用の教材をいう。

3　この法律において「発行」とは、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第二条第二項に規定する発行をいう。

「第二章　無償給付及び給与」を「第二章　無償給付等及び給与等」に改める。

第三条の見出しを「（教科書等の無償給付等）」に改め、同条中「教科用図書で」を「教科書等であつて」に、「を購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付する」を「について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　当該教科書等のうち図書であるもの　購入及び義務教育諸学校の設置者への無償給付

二　当該教科書等のうち電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五条第一項において同じ。）であるもの　使用権（許諾により当該電磁的記録を児童又は生徒に使用させることができる権利をいう。同項において同じ。）の購入及び義務教育諸学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

第四条中「教科用図書の」を「教科書等の」に、「より購入すべき教科用図書を購入する旨」を「よる措置を講ずるため」に改める。

第五条の見出しを「（教科書等の給与等）」に改め、同条第一項中「第三条」を「第三条（第一号に係る部分に限る。）」に、「教科用図書を」を「図書については」に、「給与する」を「給与し、同条（第二号に係る部分に限る。）の規定により国から移転を受けた使用権に係る電磁的記録については、児童又は生徒に無償で使用させる」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書等」に、「給与しない」を「給与せず、又は無償で使用させない」に改める。

第六条中「教科用図書の無償給付及び給与」を「前三条の規定による措置」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条中「教科用図書の無償給付及び給与」を「第三条から第五条までの規定による措置」に改める。

第十条中「教科用図書」を「教科書等」に、「市」を「市町村」に改め、「町村」を削る。

第十一条の見出しを「（教科書等選定審議会）」に改め、同条第一項中「行なおうとする」を「行う」に、「教科用図書選定審議会」を「教科書等選定審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第十二条第一項中「教科用図書採択地区」を「教科書等の採択に係る地区」に改め、同条第二項中「変更しようとする」を「変更する」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条の見出しを「（教科書等の採択）」に改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書等」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書等」に、「きいて」を「聴いて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「教科用図書」を「教科書等」に改め、同条第六項中「採択」を「採択（教科書の採択に限る。）」に、「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）」を「臨時措置法」に、「教科用図書の」を「教科書の」に改め、同項ただし書を削る。

第十四条の見出しを「（同一教科書等を採択する期間）」に改め、同条中「教科用図書」を「教科書等」に改める。

第十五条（見出しを含む。）及び第十六条第二項中「教科用図書」を「教科書等」に改める。

第十八条第一項中「教科用図書（学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）」を「教科書」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同項第一号ハ中「教科用図書」を「教科書」に改める。

第十九条から第二十一条までの規定中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改める。

第二十二条中「教科用図書の」を「教科書の」に、「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改める。

附則第三項から第十二項までを削る。

（著作権法の一部改正）

第六条　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「（同条第四項」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項」に、「、第三十三条の三第一項」を「若しくは第二項」に改める。

第三十三条の見出しを「（教科書等への掲載等）」に改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書」に改め、「（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）」を削り、「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「教科用図書」を「教科書」に改め、「掲載」の下に「並びにその掲載された著作物の利用」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「教

科用図書」を「教科書」に改め、「用途」の下に「、前項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　教科書に掲載された著作物は、義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十三条の規定による教科書の採択、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第二項に規定する発行その他これらに準ずる行為として文部科学省令で定めるもの又は学校教育の目的上必要な教科書としての通常の使用（営利を目的としないものに限る。）に伴つて、必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十三条の二を削る。

第三十三条の三第一項中「教科用図書」を「教科書」に改め、同条第四項中「教科用図書」を「教科書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を「教科用拡大図書等」に、「当該教科用図書を」を「教科書を」に、「当該教科用拡大図書等を頒布する」を「、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等に掲載された著作物の公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う」に、「第三十三条第二項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定により作成された教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項及び次項において「教科用拡大図書等」という。）に複製された著作物は、前項に規定する児童又は生徒の学習の用に供するために必要と認められる限度において、当該教科用拡大図書等の使用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第三十七条第三項中「第百二条第四項」を「第百二条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第四十七条の六第一項第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項第三号中「、第三十三条の三第一項」を削る。

第四十七条の七本文中「（同条第四項」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項」に、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同条ただし書中「、第三十三条の三、第三十一条第一項若しくは第七項」の下に「、第三十三条第二項」に改める。

第四十八条第一項第一号中「（同条第四項」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項」に、「、第三十三条の三第一項」を「若しくは第二項」に改める。

第四十九条第一項第一号中「第九項第一号」の下に「、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）」を加え、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同項第二号中「、第三十三条の三第一項」を削り、同項第二号中「第三十条の三」の下に「、第三十三条第二項、第三十三条の二第二項」を加える。

第七十一条第一号中「第三十三条第二項（同条第四項」を「第三十三条第三項（同条第五項」に、「、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項」を「又は第三十三条の二第三項」に改める。

第七十四条第一項中「第三十三条第二項（同条第四項」を「第三十三条第三項（同条第五項」に、「第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項」を「第三十三条の二第三項」に改める。

第八十六条第一項中「（同条第四項」を「及び第二項（これらの規定を同条第五項」に、「第三十三条の三第一項及び第四項」を「第二項及び第五項」に改め、「第三十一条第一項第一号」の下に「、第三十三条第二項ただし書（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項ただし書」を加え、同条第二項第二号中「第七項第一号」の下に「、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同条第三項中「第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項」を「第三十三条第二項、第三十三条の二第二項及び第五項」に改め、「第三十一条第五項」の下に「、第三十三条第二項ただし書」を加える。

第百二条第一項中「第九項第一号」を「第八項第一号」に、「第三十二条」を「第三十三条の二」に、「、著作隣接権の目的となつている実演」を「著作隣接権の目的となつている実演」に改め、「準用し」及び「、第三十三条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつている放送又は有線放送の利用について」を削り、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、「係る自動公衆送信」と」の下に「、第三十三条第三項中「その旨を著作者」とあるのは「実演を利用する場合にあつてはその旨を実演家」と」を加え、同条第二項中「（同条第四項」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項」に、「、第三十三条の三第一項」を「若しくは第二項」に改め、「若しくは第四項」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第八項

までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項第一号中「第九項第一号」の下に「、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「第三十三条の三第一項若しくは第四項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同項第五号中「第三十三条の三第一項又は」及び「若しくは第四項」を削り、同項を同条第八項とする。

第百二条の二中「同条第七項及び第八項」を「同条第六項及び第七項」に改める。

第百三条中「から第三十三条の三までの規定による」を「及び第三十三条の二の規定による実演、レコード、」に改める。

（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正）

第七条　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、同条第二項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、「（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「教科用図書を」を「教科書を」に改め、同条第三項中「製造供給する」を「製造し、及び配布、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）の利用その他の文部科学省令で定める方法により供給する」に改め、同条第四項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第四条の見出しを「（教科書発行者の責務）」に改め、同条中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第五条の見出し中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第一項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、同条第二項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に改め、同条第三項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第六条第二項及び第三項中「教科用図書発行者」を「教科書発行者」に、「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第七条、第八条（見出しを含む。）及び第九条第一項中「検定教科用図書等」を「教科書」に改める。

第十条の見出し中「無償給付」を「無償給付等」に改め、同条中「検定教科用図書等」を「教科書」に、「を購入し、小中学校の設置者に無償で給付する」を「について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　当該教科用特定図書等のうち図書であるもの　購入及び小中学校の設置者への無償給付

二　当該教科用特定図書等のうち電磁的記録であるもの　使用権（許諾により当該電磁的記録を視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に使用させることができる権利をいう。第十二条第一項において同じ。）の購入及び小中学校の設置者への無償移転又はこれらに類するものとして文部科学省令で定める措置

第十一条中「より購入すべき教科用特定図書等を購入する旨」を「よる措置を講ずるため」に改める。

第十二条の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条第一項中「第十条」を「第十条（第一号に係る部分に限る。）」に、「教科用特定図書等を」を「図書については」に、「給与する」を「給与し、同条（第二号に係る部分に限る。）の規定により国から移転を受けた使用権に係る電磁的記録については、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に無償で使用させる」に改め、同条第二項中「給与しない」を「給与せず、又は無償で使用させない」に改める。

第十三条中「教科用特定図書等の無償給付及び給与」を「前三条の規定による措置」に改める。

第十五条中「教科用特定図書等の無償給付及び給与」を「第十条から第十二条までの規定による措置」に改める。

第十六条第一項第一号中「検定教科用図書等」を「教科書」に改め、同項第二号中「附則第九条第一項に規定する教科用図書」を「附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

第十七条第一項中「部数」を「数」に改める。

附則第四条中「第三十三条の三第一項及び第二項、」を「第三十三条の二第一項（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び」に改め、「並びに第百二条第三項」を削り、「第三十三条の三第一項中」を「第三十三条の二第一項中」に、「教科用図書」を「教科書」に、「同条第二項中「当該教科用拡大図書等を頒布する」とあるのは「、当該教科用拡大図書等を頒布し、又は当該教科用拡大図書等によつて当該著作物の公衆送信を行う」と、同法第八十六条第三項中「第三十三条の三第四項」とあるのは「第三十三条の三第一項及び第四項」と、同法第百二条第三項中「レコードを」とあるのは「レコードについて、」と、「その複製物」とあるのは「、送信可能化を行い、若しくはその複製物」を「同法第八十六条第三項中「第三十三条の二第一項及び第五項」とあるのは「第三十三条の二第一項、第二項及び第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（教科用図書等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の学校教育法（以下この条において「旧学校教育法」という。）第三十四条第一項（旧学校教育法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（次項において「教科用図書」という。）であるものは、第一条の規定による改正後の学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書（次項及び第六項において「教科書」という。）とみなす。

２　前項の規定により教科書とみなされた教科用図書（以下この条において「特定教科書」とい

う。）の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材の使用については、旧学校教育法第三十四条第二項及び第三項（これらの規定を旧学校教育法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧学校教育法第三十四条第二項中「前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）」とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第二条第二項に規定する特定教科書（次項において「特定教科書」という。）」と、「同項」とあるのは「同法第一条の規定による改正後の第三十四条第一項」と、「教科用図書に」とあるのは「同項に規定する教科書（次項において「教科書」という。）に」と、同条第三項中「教科用図書を」とあるのは「教科書を」と、「教科用図書に用いられた」とあるのは「特定教科書に用いられた」と、「教科用図書に代えて」とあるのは「教科書に代えて」とする。

3　特定教科書に掲載された著作権の目的となっている著作物（著作隣接権の目的となっている放送又は有線放送を含む。第五項において「著作物」という。）の前項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧学校教育法第三十四条第二項に規定する教材（以下この条において「教科書代替教材」という。）への掲載及び教科書代替教材の使用に伴う利用については、第六条の規定による改正前の著作権法（以下この条において「旧著作権法」という。）第三十三条の二第一項（旧著作権法第八十六条第一項及び第三項並びに第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧著作権法第三十三条の二第一項中「教科用図書に掲載された」とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）附則第二条第二項に規定する特定教科書に掲載された」と、「教科用図書代替教材（学校教育法第三十四条第二項又は第三項（これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「同条第三項に規定する教科書代替教材」と、「教科用図書代替教材の当該使用」とあるのは「当該教科書代替教材の同法第一条の規定による改正後の学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書に代えての使用」とする。

4　前項の場合における第六条の規定による改正後の著作権法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条第二項第一号	又は第三十四条第一項	若しくは第三十四条第一項又は学校教育法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第六条の規定による改正前の第三十三条の二第一項（以下「なお効力を有する第三十三条の二第一項」という。）
第四十七条の六第一項第三号	又は第四十七条	若しくは第四十七条又はなお効力を有する第三十三条の二第一項
第四十七条の七	又は第四十七条の五	若しくは第四十七条の五又はなお効力を有する第三十三条の二第一項
	若しくは第四十七条の五	若しくは第四十七条の五若しくはなお効力を有する第三十三条の二第一項
第四十八条第一項第一号	又は第四十七条第一項	若しくは第四十七条第一項又はなお効力を有する第三十三条の二第一項
第四十九条第一項第一号	又は第四十七条の五第一項	若しくは第四十七条の五第一項又はなお効力を有する第三十三条の二第一項
第四十九条第二項第一号	又は第四十七条第一項若しくは第三項	若しくは第四十七条第一項若しくは第三項又はなお効力を有する第三十三条の二第一項
第八十六条第二項第二号	又は第四十七条の五第一項	若しくは第四十七条の五第一項又は改正法附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第六条の規定による改正前の第八十六条第一項において準用する改正法第六条の規定による改正前の第三十三条の二第一項
第百二条第二項	第四十七条	第四十七条若しくは改正法附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第六条の規定による改正前の第百二条第一項において準用する改正法第六条の規定による改正前の第三十三条の二第一項（第八項第一号において「なお効力を有する準用第三十三条の二第一項」という。）
第百二条第八項第一号	又は第四十七条の五第一項	若しくは第四十七条の五第一項又はなお効力を有する準用第三十三条の二第一項

5　第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧著作権法第三十三条の二第一項の規定による教科書代替教材への著作物の掲載に係る特定教科書を発行する者への通知及び著作権者（放送又は有線放送を利用する場合にあっては、著作隣接権者）への補償金の支払については、なお従前の例による。

6　令和十年三月三十一日までに教科書となった教科用の教材（文部科学大臣の検定を経たものに限る。）については、特定教科書とみなして、第二項から前項までの規定を適用する。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行前に第五条の規定による改正前の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（次項において「旧無償措置法」という。）第十八条第一項の規定により文部科学大臣がした教科用図書発行者の指定は、第五条の規定による改正後の義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（次項において「新無償措置法」という。）第十八条第一項の規定により文部科学大臣がした教科書発行者の指定とみなす。

2　この法律の施行の際現にされている旧無償措置法第十八条第一項の申請は、新無償措置法第十八条第一項の申請とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（産業教育振興法の一部改正）

第六条　産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（教科書）」に改め、同条中「教科用図書」を「教科書」に、「基き」を「基づき」に改める。

（高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正）

第七条　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「教科用図書」を「教科書」に改め、同条第一項中「教科用図書」を「教科書」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「教科用図書」を「教科書」に改める。

（特別支援学校への就学奨励に関する法律の一部改正）

第八条　特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「教科用図書」を「学校教育法第三十四条第一項に規定する教科書及び同法附則第九条に規定する教科用の教材」に改める。

（文部科学省設置法の一部改正）

第九条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「教科用図書」を「教科書」に改め、同項第十一号中「教科用図書その他の教授上用いられる図書」を「教科書」に、「教科用図書の」を「教科書等（義務教育諸学校の教科書等の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する教科書等をいう。）の」に改める。

附則第二項中「教科用図書」を「教科書」に改める。

（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「新法第百二条第九項」を「著作権法第百二条第八項」に改める。

審査報告書

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月九日

外交防衛委員長　里見　隆治

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資するよう、予備自衛官等が招集に応ずるための環境を整備するとともにその職務の重要性に対する国民の関心と理解を深め、予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るため、国家公務員及び地方公務員が予備自衛官等の兼業を行う場合における国家公務員法、地方公務員法等の特例の措置を講ずるものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月十九日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、予備自衛官等の職務の重要性に鑑み、国家公務員及び地方公務員が予備自衛官等の兼業を行う場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）等の特例を定め、予備自衛官等が招集に応ずるための環境を整備するとともに、その職務の重要性に対する国民の関心と理解を深めることにより、その職務の円滑な遂行を図り、もって予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　予備自衛官等　予備自衛官（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となっている者を含む。次条第一項第三号において同じ。）、即応予備自衛官（同法第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となっている者を含む。次条第一項第三号において同じ。）及び予備自衛官補をいう。

二　招集命令　自衛隊法第七十条第一項各号又は第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令をいう。

三　訓練招集命令　自衛隊法第七十一条第一項又は第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令をいう。

四　教育訓練招集命令　自衛隊法第七十五条の十一第一項の規定による教育訓練招集命令をいう。

五　一般職の国家公務員　国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員（非常勤職員（同法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。）をいう。

六　裁判所職員　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員（非常勤職員（同法において読み替えて準用する国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。）をいう。

七　自衛隊員　自衛隊法第二条第五項に規定する隊員（自衛官、予備自衛官等及びその他の非常勤の隊員（同法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。）を除く。）をいう。

八　一般職の地方公務員　地方公務員法第四条第一項に規定する一般職に属する職員（同法第三十八条第一項ただし書に規定する非常勤職員を除く。）をいう。

九　勤務時間　一般職の国家公務員（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）の職員を除く。）にあっては一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下この号において「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間を、行政執行法人の職員にあっては独立行政法人通則法第五十八条第一項の規定により規程で定める勤務時間を、裁判所職員にあっては裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間を、自衛隊員にあっては自衛隊法第五十四条第二項の規定により防衛省令で定める勤務時間を、一般職の地方公務員（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この号及び第六条第二項において同じ。）の職員を除く。）にあっては地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定める勤務時間を、特定地方独立行政法人の職員にあっては地方独立行政法人法第五十二条第一項の規定により規程で定める勤務時間をいう。

（国家公務員法等の特例）

第三条　一般職の国家公務員は、次の各号のいずれかに該当するときは、予備自衛官等の職務に従事すること（招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、これらの招集に応ずることを含む。第四項並びに第六条第一項及び第四項において同じ。）について、内閣官房令・防衛省令で定めるところにより、当該職員の所轄庁の長の承認を受けることができる。

一　自衛隊法第三十五条の規定により予備自衛官補に採用されようとするとき。

二　自衛隊法第六十七条第一項（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）の規定により予備自衛官又は即応予備自衛官に任用されようとするとき。

三　自衛隊法第六十八条第二項（同法第七十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により予備自衛官又は即応予備自衛官として引き続いて任用されようとするとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、内閣官房令・防衛省令で定める場合に該当するとき。

2　行政執行法人の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「内閣官房令・防衛省令で」とあるのは「行政執行法人の長が」と、「所轄庁の長」とあるのは「勤務する行政執行法人の長」とする。

3　第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けた職員が、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、その勤務時間において、これらの招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法第百一条第一項前段の規定は、適用しない。

4　第一項の承認を受けた職員が予備自衛官等の職務に従事することについては、国家公務員法第百四条の許可を要しない。

5　第一項の承認を受けた職員（行政執行法人の職員を除く。）が、招集命令を受け、その勤務時間において、当該招集に応ずるため勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

6　第二項の規定により読み替えて適用する第一項の承認を受けた行政執行法人の職員が、招集命令を受け、その勤務時間において、当該招集に応ずるため勤務しない場合の給与の支給の基準については、独立行政法人通則法第五十七条第二項の規定にかかわらず、前項の規定を参酌して、行政執行法人が定めるものとする。

7　行政執行法人は、前項の基準を定めた場合は、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（裁判所職員への準用）

第四条　前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、裁判所職員について準用する。この場合において、同条第一項中「内閣官房令・防衛

省令」とあるのは「最高裁判所規則」と、同条第三項及び第四項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する国家公務員法」と、同条第五項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律」と読み替えるものとする。

（自衛隊員への準用等）

第五条　第三条第一項、第三項及び第四項の規定は、自衛隊員について準用する。この場合において、同条第一項中「内閣官房令・防衛省令」とあるのは「防衛省令」と、「当該職員の所轄庁の長」とあるのは「防衛大臣」と、同条第三項中「国家公務員法第百一条第一項前段」とあるのは「自衛隊法第六十条第一項」と、同条第四項中「国家公務員法第百四条の許可」とあるのは「自衛隊法第六十三条の承認」と読み替えるものとする。

2　前項において読み替えて準用する第三条第一項の承認を受けた自衛隊員が、招集命令を受け、その勤務時間において、当該招集に応ずるため勤務しない場合の給与については、政令で定める。

（地方公務員法の特例）

第六条　一般職の地方公務員は、次の各号のいずれかに該当するときは、予備自衛官等の職務に従事することについて、当該職員の任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第二号において同じ。）の承認を受けることができる。

一　第三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するとき。

二　前号に掲げる場合のほか、任命権者が定める場合に該当するとき。

2　特定地方独立行政法人の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第二号において同じ。）」とあるのは「勤務する特定地方独立行政法人の理事長又はその委任を受けた者」と、同項第二号中「任命権者」とあるのは「当該職員の勤務する特定地方独立行政法人の理事長又はその委任を受けた者」とする。

3　第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けた職員が、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、その勤務時間において、これらの招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、地方公務員法第三十五条の規定は、適用しない。

4　第一項の承認を受けた職員が予備自衛官等の職務に従事することについては、地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない。

（国の責務）

第七条　国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、予備自衛官等の職務の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

（政令への委任）

第八条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員等に関する経過措置）

2　第二条第五号及び第六号の短時間勤務の官職を占める職員には、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第五条第一項又は第二項（これらの規定を裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により採用された職員を含むものとし、第二条第七号の短時間勤務の官職を占める隊員には、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十条第一項又は第二項の規定により採用された隊員を含むものとする。

審査報告書

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

参議院議長　関口　昌一殿

内閣委員長　北村　経夫

令和八年六月九日

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることに鑑み、外部からの脅威に対して国家及び国民の安全を一層確保するため、海外において国際的な輸送網の強靭化に資する施設の整備等を行う事業に対する株式会社国際協力銀行からの貸付け等の支援に関する制度の創設、特定重要物資等の供給に不可欠な役務に関する規定の整備、特定社会基盤事業として定めることができる事業への医療分野の追加、官民の連携による協議会及び安全保障に関する経済施策に係る調査研究の推進に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費は、令和九年度以降の予算において計上される予定である。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一　今次改正の適用に当たり、経済安全保障推進法第五条の「経済活動に与える影響」を考慮するに当たっては、経済成長に及ぼす影響に配慮するとともに、事業者の事業活動における自主性を尊重し、事業者間の適正な競争関係を不当に阻害することのないようにすること。

二　中東情勢によるナフサ不足等の事態にも対応できるよう、官民協議会の機動的かつ積極的な活用を始めとした官民連携や供給源の多角化等のリスク分散に取り組むとともに、サプライチェーンのリスクに対し、より適切な措置を講ずることが可能となるような制度設計を速やかに検討すること。

三　クロードミュトスを始めとした高度化するＡＩによるサイバー攻撃等の経済安全保障上のリスクに対応するため、サイバー対処能力強化法

の運用とも併せ、本法の基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度において十分な対応が可能かどうかの検討も含めて基幹インフラ事業ごとの対策を強化すること。

四　二及び三の検討に当たっては、附則第七条第一項に基づき迅速な検討を行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。

五　特定重要物資の供給源の多角化・特定国依存の低減を更に進めるため、同盟国・同志国や認定供給確保事業者と緊密に連携し、サプライチェーンの強靱化に一層積極的に取り組むこと。

六　医薬品や医療用機器等の国民の生命の維持に係る物資を始めとして、特定重要物資の指定対象については引き続き不断の見直しを行うこと。なお、平時から重要な物資を所管する省庁において、関係団体等と緊密なコミュニケーションを図るとともに、一層精度の高い「サプライチェーン調査」を実施する体制を整備すること。

七　基幹インフラ事業として新たに医療分野を追加対象とするに当たり、経営基盤がぜい弱な医療機関に対する財政面を含めた一層の支援の在り方を検討すること。

八　指定基金については、原則として特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用のための資金に限ることとし、それ以外の用途を含む基金の指定についてはこれらに関連するものに限定すること。

九　特定海外事業の促進に関する制度については、基本指針において、支援対象となる事業の考え方とともに、中小企業やスタートアップを含む多様な主体に対して支援できる枠組みであることをできる限り分かりやすく示すこと。なお、株式会社国際協力銀行（以下「ＪＢＩＣ」という。）の一般業務勘定及び特別業務勘定に係る劣後的政府貸付けは、経済安全保障上重要な事業への支援の適切な遂行に必要な範囲に限定すること。

十　認定特定海外事業促進業務の対象案件については、適正な審査を行った上で認定を行い、仮に損失が生じた場合には、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討すること。また、対象案件の審査に当たっては、当該事業の実施が現地の環境や健康に与える影響等にも十分配慮すること。

十一　認定特定海外事業促進業務について、その実施によってＪＢＩＣの現行業務の財務の健全性に悪影響を及ぼすことがないようにするとともに、ＪＢＩＣが審査やモニタリングを含めて着実に実施できるよう、海外事業に精通した人材の確保、育成等を含めた組織体制の強化及び財政面で必要な支援に取り組むこと。

十二　内閣府が設立準備を行っている重要技術戦略研究所（仮称）に加え、総合的な経済安全保障シンクタンク機能を独立行政法人経済産業研究所に創設するに当たっては、両機関が併存することに伴う調査研究対象の重複や人材、資金面における非効率性が生じないように十分配慮すること。なお、経済安全保障法制に関する有識者会議の提言において、両機関は、近い将来統合すべきとされたことを重く受け止め、その趣旨が生かされるよう、統合について早急に検討を進めること。

右決議する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月十九日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一　殿

（小字は衆議院修正）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に、「第五章　特許出願の非公開（第六十五条―第八十五条）」を「第五章　特許出願の非公開（第六十五条―第八十五条）　第五章の二　特定海外事業の促進（第八十五条の二―第八十五条の十）」に改める。

第一条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正）

第一条中「制度並びに」を「制度、」に、「を創設する」を「並びに特定海外事業の促進に関する制度を創設する」に改める。

第二条第二項第二号中「確保並びに」を「確保、」に改め、「いう。）」の下に「並びに特定海外事業（第八十五条の二第一項に規定する特定海外事業をいう。）の促進」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　官民協議会（第三条の二第一項に規定する官民協議会をいう。）に関する基本的な事項

五　調査研究（第三条の三第一項に規定する調査研究をいう。）に関する基本的な事項

第三条の次に次の三条を加える。

（官民協議会）

第三条の二　内閣総理大臣は、基本方針に基づき、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するため、官民の連携による当該行為の防止（以下この条において「連携経済安全阻害防止」という。）のための情報共有及び対策に関する協議会（以下この条において「官民協議会」という。）を組織するものとする。

2　官民協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　内閣総理大臣

二　関係行政機関の長

三　第十条第一項に規定する認定供給確保事業者、第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者（第四十九条第二項において「特定社会基盤事業者」という。）その他の内閣

総理大臣が必要と認める事業者（官民協議会の構成員となることにつき、内閣総理大臣がその同意を得た者に限る。）

3　内閣総理大臣は、必要と認めるときは、官民協議会に、学識経験を有する者その他の内閣総理大臣が必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができる。

4　官民協議会は、第一項の目的を達成するため、連携経済安全阻害防止に資する情報を共有するとともに、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

一　連携経済安全阻害防止のために官民が取り組むべき対策に関する事項

二　連携経済安全阻害防止に資する情報を適正に管理するために必要な措置に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、連携経済安全阻害防止のために必要な事項

5　官民協議会の構成員は、前項の協議の結果に基づき、官民協議会で知り得た連携経済安全阻害防止に資する情報の適正な管理その他の必要な取組を行うものとする。

6　官民協議会は、第四項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、連携経済安全阻害防止に関し必要な情報に関する資料の提供、説明、意見の表明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

7　官民協議会の構成員は、前項前段の規定による官民協議会の求めに応じて資料を提供するときは、当該資料の取扱いに関し意見を付することができるものとし、意見を付した構成員以外の構成員は、その意見に配慮しなければならない。ただし、官民の連携により経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

8　内閣総理大臣は、独立行政法人経済産業研究所に官民協議会の運営に関する業務の一部を行わせることができる。

9　官民協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

10　前各項に定めるもののほか、官民協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、官民協議会が定める。

（調査研究基本指針）

第三条の三　政府は、基本方針に基づき、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査及び研究（以下この条及び次条において「調査研究」という。）に関する基本指針（以下この条及び次条第一項において「調査研究基本指針」という。）を定めるものとする。

2　調査研究基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　調査研究に関する基本的な方向に関する事項

二　次条第二項の規定により独立行政法人経済産業研究所に行わせる業務に関する基本的な事項

三　次条第四項に規定する調査研究機関に関する基本的な事項

四　前三号に掲げるもののほか、調査研究に関し必要な事項

3　内閣総理大臣は、調査研究基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定により調査研究基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、内外の社会経済情勢その他調査研究に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

5　内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、調査研究基本指針を公表しなければならない。

6　前三項の規定は、調査研究基本指針の変更について準用する。

（調査研究）

第三条の四　内閣総理大臣は、調査研究基本指針に基づき、調査研究を行うものとする。

2　内閣総理大臣は、独立行政法人経済産業研究所に調査研究に関する業務の一部を行わせることができる。

3　内閣総理大臣は、調査研究の一部を、その調査研究を適切に実施することができるものとして次に掲げる基準に適合する者（法人に限る。）に委託することができる。

一　調査研究を行うための専門的な能力を有すること。

二　安全保障の確保に関する経済施策に関する内外の情報を収集し、整理し、及び保管する能力を有すること。

三　内外の安全保障の確保に関する経済施策に関する調査及び研究を行う機関その他の内外の関係機関と連携する能力を有すること。

四　情報の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

4　関係行政機関の長は、前項の規定による委託を受けた者（次項並びに第六十二条第三項及び第六項において「調査研究機関」という。）からの求めに応じて、当該委託に係る調査研究を行うために必要な情報及び資料の提供を行うことができる。

5　独立行政法人経済産業研究所若しくは調査研究機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、それぞれ第二項の規定により独立行政法人経済産業研究所が行う業務又は第三項の規定による委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

6　政府は、適時に、安定供給確保基本指針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。

7　政府は、特定重要物資の安定供給確保に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、安定供給確保基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

第七条中「又はその」を「若しくはその」に改め、「原材料等」の下に「という。）又は当該物資

若しくは原材料等（以下この条において「物資等」という。）の供給に不可欠な役務であって専ら当該物資等の供給のために用いられるもの（第八条の二第一項において「物資等供給不可欠役務」という。）を加え、「当該物資若しくはその生産に必要な原材料等（以下この条において「物資等」という。）の生産基盤」を「その生産若しくは提供に係る基盤」に、「生産技術」を「生産若しくは提供に係る技術」に改める。

第二章第一節に次の一条を加える。

（関係者相互の連携及び協力）

第八条の二　国、特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売若しくは特定重要物資等に係る物資等供給不可欠役務（以下この章及び第八十六条第一項において「特定重要物資等供給不可欠役務」という。）の提供の事業を行い、又は特定重要物資の供給を受ける個人又は法人その他の団体その他の関係者は、特定重要物資等の安定供給確保のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2　国は、前項の規定による協力に係る国以外の関係者による取組が円滑に実施されるようにするため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第九条第三項第八号中「又は使用」を「若しくは使用又は当該特定重要物資等に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供」に改め、同条第四項第四号中「供給能力」の下に「又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供能力」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定重要物資等の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合等の措置）

第九条の二　主務大臣は、特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供の事業の廃止、譲渡、移転その他の行為が行われ、又は行われようとする場合において、当該特定重要物資等の安定供給確保に及ぼす影響を把握するために必要があると認めるときは、当該事業を行う個人又は法人その他の団体その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　主務大臣は、前項の規定により把握した当該特定重要物資等の安定供給確保に及ぼす影響に照らし、前条第一項に規定する取組が行われなければ当該特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売又は当該特定重要物資等に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、同項の規定による供給確保計画の作成及び提出を行うことを促すことができる。

第十条第一項中「前条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「第九条第四項」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（関係者に対する協力の求め）

第十一条の二　認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に係る特定重要物資等の生産に必要な原材料等を供給し、又は当該特定重要物資等に係る特定重要物資等供給不可欠役務を提供する他の事業者に係る事業の廃止、譲渡又は移転その他の事由により、認定供給確保計画に従って特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、次項の規定による措置をとるよう申し出ることができる。

2　主務大臣は、前項の規定による申出があった場合において、当該認定供給確保計画に係る特定重要物資等の安定供給確保のため特に必要があると認めるときは、同項に規定する事由に関係する者に対し、当該特定重要物資等の安定供給確保のために必要な協力を求めることができる。

第三十条第一項中「特定重要物資等」の下に「（特定重要物資等供給不可欠役務の提供に必要な物資を含む。以下この条、第四十八条第二項及び第八十六条第一項第二号において同じ。）」を加える。

第四十四条第六項中「又は」を「若しくは」に改め、「原材料等」の下に「又は当該特定重要物資若しくは原材料等に係る特定重要物資等供給不可欠役務」を加え、同条第八項中「又はその」を「若しくはその」に、「原材料等の」を「原材料等又は当該特定重要物資若しくは原材料等に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供に必要な物資の」に、「原材料等を」を「原材料等又は当該特定重要物資等供給不可欠役務の提供に必要な物資を」に改める。

第四十八条第一項中「又は販売の事業」を「若しくは販売の事業又はその所管する事業のうち、物資の供給に不可欠な役務であって専ら当該物資の供給のために用いられるものの提供に係るもの」に、「又はその」を「若しくはその」に、「又は保管」を「若しくは保管の状況又は当該役務の提供」に改める。

第四十九条第二項第二号中「（次条第一項に規定する特定社会基盤事業者をいう。次号及び第五号において同じ。）」を削る。

第五十条第一項中「この項及び第五十二条において」を削り、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　医療に係る事業のうち、次に掲げるもの

イ　医業及び歯科医業のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院が行うもの

ロ　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行う事業

第五十二条第一項本文中「他の事業者から」を削り、「と実質的に」を「又は当該特定社会基盤事業者と実質的に」に、「当該政令」を「当該特定社会基盤事業者及び当該政令」に、「場合を」を「場合並びに次項第二号ハの主務省令で定める設備、機器、装置又はプログラムであって当該者により供給されるものが当該特定重要設備の一部を構成する場合を」に改め、同項ただし書中「他の事業者から」を削り、同条第二項第二号ハ中「ある」の下に「ものとして主務省令で定める」を加える。

第五十三条第一項中「は、当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される」を「に行う」に、「に関する限り」を「であって、当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供されるものに係

るものについては」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該特定社会基盤事業者が次の各号のいずれかに掲げる事由により同項の主務省令で定める基準に該当することとなった者である場合は、この限りでない。

一　他の特定社会基盤事業者から当該指定に係る特定社会基盤事業を譲り受けたこと。

二　他の特定社会基盤事業者について合併又は分割があった場合における当該合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該分割により当該指定に係る特定社会基盤事業を承継した法人であること。

三　前二号に準ずる事由として政令で定めるもの

第五十三条第二項中「については」を「の導入及び維持管理又は操作の委託のうち」に改め、「六月間」の下に「に行われるものについて」を加え、同条第三項中「については」を「の委託のうち」に改め、「六月間」の下に「に行われるものについて」を加える。

第六十条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第六十一条中「（第六十四条第二項第一号及び第二号において「先端的技術」という。）」を削る。

第六十二条第一項中「及び第二項」を削り、「及び次条第四項」を「並びに次条第一項及び第四項」に改め、同条第三項中「特定重要技術調査研究機関（第六十四条第三項に規定する特定重要技術調査研究機関をいう。第六項において同じ。）」を「調査研究機関」に改め、同条第六項中「特定重要技術調査研究機関」を「調査研究機関」に改める。

第六十三条第一項中「基金のうち」を「研究開発独立行政法人その他特別の法律により設立された法人が設ける基金であって、活性化法第二十五条第一項に規定する公募型研究開発に係る業務に要する費用に充てるためのもののうち、」に、「ものを」を「もの又は当該基金により行われる研究開発等に特定重要技術の研究開発等が含まれるものを」に改め、同条第二項中「に係る資金配分機関（活性化法第二十七条の二第一項に規定する資金配分機関をいう。）」を「を設ける法人」に改める。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　削除

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　特定海外事業の促進

（特定海外事業促進基本指針）

第八十五条の二　政府は、基本方針に基づき、特定海外事業（海外において事業者が行う次に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。）の促進に関する基本指針（以下この条及び次条第四項第一号において「特定海外事業促進基本指針」という。）を定めるものとする。

一　港湾その他の国際的な物資の輸送に必要な施設又は設備の整備又は運用を行う事業であって、我が国の国民生活及び経済活動にとって重要な国際的な輸送網の強靭化が図られるもの

二　我が国における特定社会基盤役務の提供の用に供される施設又は設備のうち海外に設置されるものの整備又は運用を行う事業であって、当該特定社会基盤役務の提供能力の維持若しくは強化又は我が国の外部への依存の低減が図られるもの

三　特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術を利用して施設又は設備の整備又は運用を行う事業であって、当該整備又は運用において当該技術が用いられなければ、将来の我が国における特定社会基盤役務の提供において、当該技術を我が国の外部に依存する可能性が生じ、我が国が当該技術を安定的に利用することが困難となるおそれがあるもの

2　特定海外事業促進基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　特定海外事業の促進の基本的な方向に関する事項

二　特定海外事業の促進に関し国が実施する施策に関する事項

三　特定海外事業として促進すべき取組の内容に関する事項

四　次条第一項の認定に関する基本的な事項

五　第八十五条の八に規定する措置に係る業務に関して株式会社国際協力銀行（以下この章において「国際協力銀行」という。）が果たすべき役割に関する基本的な事項

六　特定海外事業の促進に当たって配慮すべき基本的な事項

七　前各号に掲げるもののほか、特定海外事業の促進に関し必要な事項

3　内閣総理大臣は、特定海外事業促進基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定により特定海外事業促進基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、内外の社会経済情勢その他特定海外事業の促進に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

5　内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、特定海外事業促進基本指針を公表しなければならない。

6　前三項の規定は、特定海外事業促進基本指針の変更について準用する。

（特定海外事業計画の認定）

第八十五条の三　特定海外事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定海外事業に関する計画（以下この章において「特定海外事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　二以上の者が特定海外事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は、共同して特定海外事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3　特定海外事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定海外事業の目標

二　特定海外事業の内容及び実施期間

三　特定海外事業の実施体制

四　特定海外事業に必要な資金の額及びその調達方法

五　特定海外事業を円滑かつ確実に実施するために行う措置
六　特定海外事業に関する情報を管理するための体制
七　前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定海外事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　特定海外事業の内容が特定海外事業促進基本指針に照らし適切なものであること。
二　特定海外事業の実施体制並びに特定海外事業に必要な資金の額及びその調達方法が特定海外事業計画を円滑かつ確実に実施するため適切なものであること。
三　特定海外事業に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていること。

5　主務大臣は、第一項の認定を行うに際し必要と認めるときは、国際協力銀行に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

6　主務大臣は、第一項の認定をするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（特定海外事業計画の変更）

第八十五条の四　前条第一項の認定を受けた者（以下この章において「認定特定海外事業者」という。）は、当該認定に係る特定海外事業計画を変更するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定特定海外事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（特定海外事業計画の認定の取消し）

第八十五条の五　主務大臣は、認定特定海外事業者が認定を受けた特定海外事業計画（前条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この章において「認定特定海外事業計画」という。）に従って特定海外事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2　主務大臣は、認定特定海外事業計画が第八十五条の三第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定海外事業者に対して、当該認定特定海外事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

3　第八十五条の三第五項及び第六項の規定は、前二項の規定による認定の取消しについて準用する。

（報告等）

第八十五条の六　認定特定海外事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、認定特定海外事業計画の実施状況について主務大臣に報告しなければならない。

2　主務大臣は、前項の規定によるほか、この章の規定の施行に必要な限度において、認定特定海外事業者に対し、認定特定海外事業計画の実施状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（認定特定海外事業に対する支援）

第八十五条の七　主務大臣は、認定特定海外事業者が認定特定海外事業（認定特定海外事業計画に従って行われる特定海外事業をいう。次条及び第八十五条の十において同じ。）を実施している間、必要に応じ、当該認定特定海外事業者に対し必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（認定特定海外事業の実施に必要な資金の貸付け等）

第八十五条の八　国際協力銀行は、認定特定海外事業者に対し、その申請に基づき、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の定めるところにより、認定特定海外事業に必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る同法第二条第十四号に規定する債務の保証等を行い、当該資金の調達のために発行される同条第十一号に規定する公社債等を応募その他の方法により取得し、又は当該資金を出資するものとする。

（資料の提出等の要求）

第八十五条の九　主務大臣は、この章の規定を施行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（資金の確保）

第八十五条の十　国は、認定特定海外事業者が認定特定海外事業を行うために必要な資金（国際協力銀行が行う第八十五条の八に規定する措置に係る業務に要する資金を含む。）の確保に努めるものとする。

第八十六条第一項各号列記以外の部分、第三号及び第四号中「又は販売」を「若しくは販売又は特定重要物資に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供」に改め、同項第五号中「又は販売」を「若しくは販売又は物資の供給に不可欠な役務であって専ら当該物資の供給のために用いられるものの提供」に改め、同条第三項中「及び第三章」を「、第三章及び前章」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前章における主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とする。

第九十五条第一項第一号中「第三十七条、」を「第三条の二第九項、第三条の四第五項、第三十七条又は」に改め、「又は第六十四条第四項」を削る。

第九十六条第四号中「又は第五十八条第一項」を「、第五十八条第一項又は第八十五条の六第二項」に改める。

（株式会社国際協力銀行法の一部改正）

第二条　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十三条の三」に改める。

第一条中「株式会社とする」を削り、同条に次の一項を加える。

2　株式会社国際協力銀行は、前項に規定するもののほか、認定特定海外事業（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第八十五条の七に規定する認定特定海外事業をいう。第十三条第一項第三号において同じ。）の実施に必要な金融（同号に掲げる場合に行うものに限る。）を行い、もって安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に寄与することを目的とする。

第二条第四号及び第七号中「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第九号中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第十号中「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第十六号中「財務省令」を「主務省令」に改め、「含む。」の下に「第十三条第三項、」を加える。

第六条及び第八条ただし書中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十一条第六号ロ中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第八十五条の三第五項（同法第八十五条の四第三項及び第八十五条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による求めに応じ、必要な情報を提供すること。

第十二条第一項第一号中「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第二項第二号、第三項、第六項第五号、第八項、第九項第一号、第十項第二号及び第十一項ただし書中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項から第七項まで及び前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第十三条の四第一項に規定する認定特定海外事業促進業務として行う資金の貸付けを行う場合には、適用しない。

第十三条第一項第二号中「財務省令」を「主務省令」に、「次項及び」を「次項、第三項及び」に改め、同項に次の一号を加える。

三　会社が当該貸付け（第十一条第五号の規定による資金の貸付けを除き、認定特定海外事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）又は当該出資（認定特定海外事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行わなければ当該貸付け又は当該出資に係る事業に必要な資金の銀行等、企業その他の会社以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われないと認められ、かつ、会社が当該貸付け又は当該出資を行うことで当該貸付け又は当該出資に係る事業に必要な資金の銀行等、企業その他の会社以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われると認められる場合（前二号に掲げる場合を除く。）

第十三条第二項中「までに掲げる業務」の下に「（前項第三号に掲げる場合に行うものを除く。）」を加え、「第二十六条の二各号」を「第二十六条の二第一号及び第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第十一条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる業務（第一項第三号に掲げる場合に行うものに限る。）に係る貸付金の額、出資金の額その他の条件は、第二十六条の二第三号に掲げる業務に係る勘定における損失額が当該勘定に属する資本金、準備金及び劣後的政府貸付け（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された政府の資金の会社に対する貸付けであって、会社の自己資本の充実に資するものとして政令で定めるものをいう。第三十二条第二項及び第三項並びに第三十三条第六項において同じ。）に係る借入金の額の合計額の範囲内となるよう定めるものとする。

第十三条の二第一項中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同項第四号中「前三号」を「第一号及び前号」に、「（第二号に掲げる業務を除く。）に係る第十一条第九号」を「に係る第十一条第十号」に改め、同条第二項第五号中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十三条の三第一項中「財務省令」を「主務省令」に、「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（認定特定海外事業促進業務指針）

第十三条の四　主務大臣は、会社が次に掲げる業務（以下「認定特定海外事業促進業務」という。）を行うに当たって従うべき指針（次項及び次条第一項において「認定特定海外事業促進業務指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

一　第十三条第一項第三号に掲げる場合に行う第十一条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる業務

二　前号に掲げる業務に係る第十一条第八号に掲げる業務

三　前二号に掲げる業務に係る第十一条第九号に掲げる業務

四　第十一条第十号に掲げる業務

五　第一号及び前二号に掲げる業務に係る第十一条第十号に掲げる業務

2　認定特定海外事業促進業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　認定特定海外事業促進業務に係る資金の貸付け又は出資を行うに当たって従うべき基準

二　認定特定海外事業促進業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三　認定特定海外事業促進業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項

四　認定特定海外事業促進業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項

五　主務大臣に対する認定特定海外事業促進業務の実施状況の報告に関する事項

六　その他認定特定海外事業促進業務の適確な実施を確保するために必要な事項

（認定特定海外事業促進業務基本方針）

第十三条の五　会社は、主務省令で定める認定特定海外事業促進業務の実施に関する事項について、認定特定海外事業促進業務指針に即して、認定特定海外事業促進業務に関する基本方針（次項において「認定特定海外事業促進業務基本方針」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、前項の規定により認可をした

認定特定海外事業促進業務基本方針が会社による認定特定海外事業促進業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第十四条第一項中「財務省令」を「主務省令」に改める。

第十六条第一項中「作成し」の下に「、主務大臣を経由して」を加え、同条第二項中「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第五項中「並びにその作成及び提出の手続」を削り、「財務大臣が」の下に「、主務大臣と協議して」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の収入及び支出の予算は、次に掲げる業務ごとに区分する。

一　第二十六条の二第一号及び第二号に掲げる業務

二　第二十六条の二第三号に掲げる業務

第十六条に次の一項を加える。

7　予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

第二十条第一項中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十一条第一項及び第二十二条第一項中「添付して、」の下に「主務大臣を経由して」を加える。

第二十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　会社は、前項の規定により流用の承認を受けようとするときは、主務大臣を経由してしなければならない。

第二十五条第一項中「その旨を」の下に「主務大臣を経由して」を加える。

第二十六条第二項中「含む。）を」の下に「主務大臣を経由して」を加える。

第二十六条の二第一号中「特別業務」の下に「及び認定特定海外事業促進業務」を加え、同条に次の一号を加える。

三　認定特定海外事業促進業務

第二十七条第一項中「した後」の下に「、予算の区分に従い」を、「遅滞なく」の下に「、主務大臣を経由して」を加える。

第三十条第二項中「これを」の下に「主務大臣を経由して」を加える。

第三十二条に次の二項を加える。

2　政府は、前項の規定による資金の貸付けのうち、劣後的政府貸付けを行う場合にあっては、債権の全部若しくは一部を免除し、又は通常の条件より会社に有利な条件を付することができる。

3　会社は、第一項の規定による資金の貸付けのうち、劣後的政府貸付けがあったときは、その劣後的政府貸付けにより増加する劣後的政府貸付けに係る借入金を、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

第三十三条第一項中「財務省令」を「主務省令」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項ただし書中「財務大臣」を「主務大臣」に、「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第四項及び第五項中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第六項中「貸付け」の下に「（劣後的政府貸付けを除く。）」を加え、「及び準備金」を「、準備金及び劣後的政府貸付けに係る借入金」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10　第六項及び第七項の規定は、認定特定海外事業促進業務について準用する。この場合において、第六項中「（以下この条において「一般業務に係る基準額」という。）の十倍」とあるのは「の三倍」と、同項及び第七項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「認定特定海外事業促進業務に係る限度額」と読み替えるものとする。

第三十六条第一号及び第三号中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第七号中「財務省令」を「主務省令」に改める。

第三十七条（見出しを含む。）中「財務省令」を「主務省令」に改める。

第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第一項、第二項及び第五項並びに第四十一条第三項中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第五章に次の二条を加える。

（主務大臣等）

第四十三条の二　この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、第十三条の四第一項及び第二項第五号並びに第十三条の五に規定する主務大臣並びに前章、第三十八条、第三十九条第一項並びに第四十条第一項及び第二項（これらの規定中認定特定海外事業促進業務に係る部分に限る。）に規定する主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とする。

2　この法律における主務省令は、財務省令とする。ただし、第十三条の五第一項、第三十六条第七号及び第三十七条に規定する主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

（協議）

第四十三条の三　財務大臣は、次に掲げる場合には、内閣総理大臣に協議しなければならない。

一　第二条第七号、第十号若しくは第十六号、第十二条第一項第一号、第十三条第一項第二号、第十四条第一項、第十六条第二項又は第三十三条第一項若しくは第二項の主務省令を定めようとするとき。

二　第二条第九号の外国の法人又は第十一条第六号ロの中堅企業として主務大臣が定めるものを定めようとするとき。

第四十六条第一号中「財務大臣の認可又は」を「主務大臣の認可又は主務大臣若しくは財務大臣の」に改め、同条第二号中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四号中「第十三条の三第二項」の下に「、第十三条の五第二項」を加え、「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第五号中「第三十三条第六項（同条第九項」の下に「及び第十項」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条から第六条まで○、第七条第一項○及び第十条の規定　公布の日

二　第一条中経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以

下「推進法」という。）第五十三条第一項の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、同条第二項及び第三項の改正規定、推進法第六十二条第一項の改正規定並びに推進法第六十三条の改正規定　公布の日から起算して一月を経過した日

三　第一条中推進法の目次の改正規定（「第八条」を「第八条の二」に改める部分に限る。）、推進法第二条第二項の改正規定（同項第二号の改正規定を除く。）、推進法第三条の次に三条を加える改正規定、推進法第六条の改正規定、推進法第七条の改正規定、推進法第二章第一節に一条を加える改正規定、推進法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、推進法第十条の改正規定、推進法第十一条の次に一条を加える改正規定、推進法第三十条第一項の改正規定、推進法第四十四条の改正規定、推進法第四十八条第一項の改正規定、推進法第四十九条第二項第二号の改正規定、推進法第五十二条の改正規定、推進法第五十三条第一項にただし書を加える改正規定、推進法第六十条第二項の改正規定、推進法第六十一条の改正規定、推進法第六十二条第三項及び第六項の改正規定、推進法第六十四条の改正規定、推進法第八十六条第一項の改正規定並びに推進法第九十五条第一項第一号の改正規定並びに次条及び附則第九条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第一条中推進法第五十条第一項の改正規定（「この項及び第五十二条において」を削る部分を除く。）　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（特定重要設備の導入等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の推進法（次条において「第三号改正後推進法」という。）第五十三条第一項ただし書の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後に推進法第五十条第一項の指定を受けた者について適用し、第三号施行日前に当該指定を受けた者については、なお従前の例による。

（調査研究基本指針に関する準備行為）

第三条　政府は、第三号施行日前においても、第三号改正後推進法第三条の三の規定の例により、調査研究基本指針（同条第一項に規定する調査研究基本指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された調査研究基本指針は、第三号施行日において第三号改正後推進法第三条の三の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（特定海外事業促進基本指針に関する準備行為）

第四条　政府は、この法律の施行の日（次項及び次条において「施行日」という。）前においても、第一条の規定（附則第一条第二号から第四号までに掲げる改正規定を除く。）による改正後の推進法（同項において「新推進法」という。）第八十五条の二の規定の例により、特定海外事業促進基本指針（同条第一項に規定する特定海外事業促進基本指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された特定海外事業促進基本指針は、施行日において新推進法第八十五条の二の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（認定特定海外事業促進業務指針等に関する準備行為）

第五条　主務大臣（第二条の規定による改正後の株式会社国際協力銀行法（以下この条において「新国際協力銀行法」という。）第四十三条の二第一項ただし書に規定する主務大臣をいう。第三項において同じ。）は、施行日前においても、新国際協力銀行法第十三条の四の規定の例により、認定特定海外事業促進業務指針（同条第一項に規定する認定特定海外事業促進業務指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された認定特定海外事業促進業務指針は、施行日において新国際協力銀行法第十三条の四の規定により定められ、公表されたものとみなす。

3　株式会社国際協力銀行は、施行日前においても、新国際協力銀行法第十三条の五第一項の規定の例により、認定特定海外事業促進業務基本方針（同項に規定する認定特定海外事業促進業務基本方針をいう。次項において同じ。）を定め、主務大臣の認可を受けることができる。

4　前項の規定により定められ、認可を受けた認定特定海外事業促進業務基本方針は、施行日において新国際協力銀行法第十三条の五第一項の規定により定められ、認可を受けたものとみなす。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条まで及び附則第十条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、速やかに、経済活動に関し国家及び国民の安全を損なう事態を防止するために必要な措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、○前項に定めるもののほか、○この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

第八条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の三中「確保並びに」を「確保、」に改め、「非公開」の下に「並びに特定海外事業の促進」を加える。

（独立行政法人経済産業研究所法の一部改正）

第九条　独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三条の二第八項の規定による同項に規定する業務及び同法第三

条の四第二項の規定による同項に規定する業務を行うこと。

第十四条中「及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令」を「は、次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、経済産業大臣

二　第十二条第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、内閣総理大臣

三　第十二条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、経済産業大臣

第十四条に次の一項を加える。

2　研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（独立行政法人経済産業研究所法の一部改正に伴う準備行為）

第十条　内閣総理大臣は、第三号施行日前においても、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第三項及び第六十七条（第一号に係る部分に限る。）の規定の例により、前条の規定による改正後の独立行政法人経済産業研究所法第十四条第一項第二号に規定する事項に関する独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定による中期目標の変更について、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴くこと及び財務大臣との協議を行うことができる。

投票者氏名

日程第一　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二〇九名

青木　一彦君　浅尾慶一郎君　阿達　雅志君　生稲　晃子君　石井　浩郎君　磯﨑　仁彦君　猪口　邦子君　岩本　剛人君　上野　通子君　江島　潔君　岡田　直樹君　越智　俊之君　加田　裕之君　かまやち敏君　北村　経夫君　見坂　茂範君　古賀友一郎君　小林　一大君　こやり隆史君　櫻井　充君　自見はなこ君　進藤金日子君　鈴木　大地君　高橋　克法君　滝波　宏文君　出川　桃子君　友納　理緒君　中曽根弘文君

赤松　健君　朝日健太郎君　有村　治子君　石井　準一君　石田　昌宏君　井上　義行君　今井絵理子君　いんどう周作君　臼井　正一君　大家　敏志君　小川　克巳君　梶原　大介君　加藤　明良君　神谷　政幸君　木村　義雄君　上月　良祐君　古庄　玄知君　小川　勝也君　酒井　庸行君　佐藤　啓君　清水　真人君　末松　信介君　鈴木　宗男君　高橋はるみ君　鶴保　庸介君　寺田　静君　永井　学君　西田　昌司君

西田　英範君　野村　哲郎君　長谷川　岳君　馬場　成志君　福岡　資麿君　藤井　一博君　藤木　眞也君　古川　俊治君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　三原じゅん子君　宮本　和宏君　森　まさこ君　山田　太郎君　山谷えり子君　山本佐知子君　吉井　章君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　石垣のりこ君　泉　房穂君　小沢　雅仁君　勝部　賢志君　木戸口英司君　郡山りょう君　古賀　之士君　小西　洋之君　塩村あやか君　杉尾　秀哉君　田島麻衣子君

野上浩太郎君　橋本　聖子君　長谷川英晴君　東野　秀樹君　福山　守君　船橋　利実君　星　北斗君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　宮沢　洋一君　宮本　周司君　山下　雄平君　山田　宏君　山本　啓介君　山本　順三君　若井　敦子君　脇　雅昭君　青木　愛君　石橋　通宏君　打越さく良君　鬼木　誠君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君　古賀　千景君　小島とも子君　斎藤　嘉隆君　柴　愼一君　高木　真理君　田名部匡代君

辻元　清美君　長浜　博行君　広田　一君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　森　ゆうこ君　山内佳菜子君　吉川　沙織君　蓮　舫君　礒﨑　哲史君　伊藤　辰夫君　牛田　茉友君　奥村　祥大君　川合　孝典君　小林さやか君　竹詰　仁君　堂込麻紀子君　芳賀　道也君　浜野　喜史君　平戸　航太君　水野　孝一君　秋野　公造君　伊藤　孝江君　川村　雄大君　佐々木雅文君　下野　六太君　高橋　光男君　竹谷とし子君　司　隆史君　原田大二郎君　三浦　信祐君　横山　信一君

徳永　エリ君　羽田　次郎君　福士　珠美君　三上　えり君　村田　享子君　森本　真治君　横沢　高徳君　吉田　忠智君　足立　康史君　伊藤　孝恵君　上田　清司君　江原くみ子君　かごしま彰宏君　後藤　斎君　榛葉賀津也君　田村　まみ君　庭田　幸恵君　浜口　誠君　原田　秀一君　舟山　康江君　山田　吉彦君　石川　博崇君　上田　勇君　窪田　哲也君　里見　隆治君　杉　久武君　竹内　真二君　谷合　正明君　西田　実仁君　平木　大作君　宮崎　勝君　青島　健太君

浅田　均君　石井　苗子君
石井めぐみ君　猪瀬　直樹君
上野ほたる君　岡崎　太君
嘉田由紀子君　片山　大介君
金子　道仁君　串田　誠一君
佐々木りえ君　柴田　巧君
石　平君　高木かおり君
中条きよし君　新実　彰平君
松沢　成文君　松野　明美君
安野　貴博君　尾辻　朋実君
齊藤健一郎君　ながえ孝子君
平山佐知子君　福山　哲郎君
望月　良男君

反対者氏名

三三名

安達　悠司君　安藤　裕君
岩本　麻奈君　梅村みずほ君
大津　力君　神谷　宗幣君
後藤　翔太君　櫻井　祥子君
塩入　清香君　杉本　純子君
中田　優子君　初鹿野裕樹君
松田　学君　宮出　千慧君
山中　泉君　岩渕　友君
吉良よし子君　小池　晃君
白川　容子君　大門実紀史君
仁比　聡平君　山添　拓君
伊勢崎賢治君　大島九州男君
奥田ふみよ君　木村　英子君
天畠　大輔君　北村　晴男君
百田　尚樹君　伊波　洋一君
高良　沙哉君　福島みずほ君
ラサール石井君

日程第二　予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二二六名

青木　一彦君　赤松　健君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君
阿達　雅志君　有村　治子君
生稲　晃子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君
猪口　邦子君　今井絵理子君
岩本　剛人君　いんどう周作君
上野　通子君　臼井　正一君
江島　潔君　大家　敏志君
岡田　直樹君　小川　克巳君
越智　俊之君　梶原　大介君
加田　裕之君　加藤　明良君
かまやち敏君　神谷　政幸君
北村　経夫君　木村　義雄君
見坂　茂範君　上月　良祐君
古賀友一郎君　古庄　玄知君
小林　一大君　小林孝一郎君
こやり隆史君　酒井　庸行君
櫻井　充君　佐藤　啓君
自見はなこ君　清水　真人君
進藤金日子君　末松　信介君
鈴木　大地君　鈴木　宗男君
高橋　克法君　高橋はるみ君
滝波　宏文君　鶴保　庸介君
出川　桃子君　寺田　静君
友納　理緒君　永井　学君
中曽根弘文君　西田　昌司君
西田　英範君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　橋本　聖子君
長谷川　岳君　長谷川英晴君
馬場　成志君　東野　秀樹君
福岡　資麿君　福山　守君
藤井　一博君　藤川　政人君
藤木　眞也君　船橋　利実君
古川　俊治君　星　北斗君
堀井　巌君　本田　顕子君
舞立　昇治君　牧野たかお君
松川　るい君　松下　新平君
松村　祥史君　松山　政司君
三原じゅん子君　宮沢　洋一君
宮本　和宏君　宮本　周司君
森　まさこ君　山下　雄平君
山田　太郎君　山田　宏君
山谷えり子君　山本　啓介君
山本佐知子君　山本　順三君
吉井　章君　若井　敦子君
若林　洋平君　脇　雅昭君
渡辺　猛之君　青木　愛君
石垣のりこ君　石橋　通宏君
泉　房穂君　打越さく良君
小沢　雅仁君　鬼木　誠君
勝部　賢志君　岸　真紀子君
木戸口英司君　熊谷　裕人君
郡山りょう君　古賀　千景君
古賀　之士君　小島とも子君
小西　洋之君　斎藤　嘉隆君
塩村あやか君　柴　愼一君
杉尾　秀哉君　高木　真理君
田島麻衣子君　田名部匡代君
辻元　清美君　徳永　エリ君
長浜　博行君　羽田　次郎君
広田　一君　福士　珠美君
牧山ひろえ君　三上　えり君
水岡　俊一君　村田　享子君
森　ゆうこ君　森本　真治君
山内佳菜子君　横沢　高徳君
吉川　沙織君　吉田　忠智君
蓮　舫君　足立　康史君
礒﨑　哲史君　伊藤　孝恵君
伊藤　辰夫君　上田　清司君
牛田　茉友君　江原くみ子君
奥村　祥大君　かごしま彰宏君
川合　孝典君　後藤　斎君
小林さやか君　榛葉賀津也君
竹詰　仁君　田村　まみ君
堂込麻紀子君　庭田　幸恵君
芳賀　道也君　浜口　誠君
浜野　喜史君　原田　秀一君
平戸　航太君　舟山　康江君
水野　孝一君　山田　吉彦君
秋野　公造君　石川　博崇君
伊藤　孝江君　上田　勇君
川村　雄大君　窪田　哲也君
佐々木雅文君　里見　隆治君
下野　六太君　杉　久武君
高橋　光男君　竹内　真二君
竹谷とし子君　谷合　正明君
司　隆史君　西田　実仁君
原田大二郎君　平木　大作君
三浦　信祐君　宮崎　勝君
横山　信一君　青島　健太君

浅田　均君　石井　苗子君
石井めぐみ君　猪瀬　直樹君
上野ほたる君　岡崎　太君
嘉田由紀子君　片山　大介君
金子　道仁君　串田　誠一君
佐々木りえ君　柴田　巧君
石　平君　高木かおり君
中条きよし君　新実　彰平君
松沢　成文君　松野　明美君
安達　悠司君　安藤　裕君
岩本　麻奈君　梅村みずほ君
大津　力君　神谷　宗幣君
後藤　翔太君　櫻井　祥子君
塩入　清香君　杉本　純子君
中田　優子君　初鹿野裕樹君
松田　学君　宮出　千慧君
山中　泉君　北村　晴男君
百田　尚樹君　安野　貴博君
尾辻　朋実君　齊藤健一郎君
ながえ孝子君　平山佐知子君
福山　哲郎君　望月　良男君

反対者氏名　一六名

岩渕　友君　吉良よし子君
小池　晃君　白川　容子君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山添　拓君　伊勢崎賢治君
大島九州男君　奥田ふみよ君
木村　英子君　天畠　大輔君
伊波　洋一君　高良　沙哉君
福島みずほ君　ラサール石井君

日程第三　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二五名

青木　一彦君　赤松　健君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君
阿達　雅志君　有村　治子君
生稲　晃子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君
猪口　邦子君　今井絵理子君
岩本　剛人君　いんどう周作君
上野　通子君　臼井　正一君
江島　潔君　大家　敏志君
岡田　直樹君　小川　克巳君
越智　俊之君　梶原　大介君
加田　裕之君　加藤　明良君
かまやち敏君　神谷　政幸君
北村　経夫君　木村　義雄君
見坂　茂範君　上月　良祐君
古賀友一郎君　古庄　玄知君
小林　一大君　小林孝一郎君
こやり隆史君　酒井　庸行君
櫻井　充君　佐藤　啓君
自見はなこ君　清水　真人君
進藤金日子君　末松　信介君
鈴木　大地君　鈴木　宗男君
高橋　克法君　高橋はるみ君
滝波　宏文君　鶴保　庸介君
出川　桃子君　寺田　静君
友納　理緒君　永井　学君
中曽根弘文君　西田　昌司君
西田　英範君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　橋本　聖子君
長谷川　岳君　長谷川英晴君
馬場　成志君　東野　秀樹君
福岡　資麿君　福山　守君
藤井　一博君　藤川　政人君
藤木　眞也君　船橋　利実君
古川　俊治君　星　北斗君
堀井　巌君　本田　顕子君
舞立　昇治君　牧野たかお君
松川　るい君　松下　新平君
松村　祥史君　松山　政司君
三原じゅん子君　宮沢　洋一君
宮本　和宏君　宮本　周司君
森　まさこ君　山下　雄平君
山田　太郎君　山田　宏君
山谷えり子君　山本　啓介君
山本佐知子君　山本　順三君
吉井　章君　若井　敦子君
若林　洋平君　脇　雅昭君
渡辺　猛之君　青木　愛君
石垣のりこ君　石橋　通宏君
打越さく良君　泉　房穂君
小沢　雅仁君　鬼木　誠君
勝部　賢志君　岸　真紀子君
木戸口英司君　熊谷　裕人君
郡山りょう君　古賀　千景君
古賀　之士君　小島とも子君
斎藤　嘉隆君　塩村あやか君
柴　愼一君　杉尾　秀哉君
高木　真理君　田島麻衣子君
田名部匡代君　辻元　清美君
徳永　エリ君　長浜　博行君
羽田　次郎君　福士　珠美君
三上　えり君　村田　享子君
森本　真治君　山内佳菜子君
横沢　高徳君　吉川　沙織君
吉田　忠智君　蓮　舫君
足立　康史君　礒﨑　哲史君
伊藤　孝恵君　伊藤　辰夫君
上田　清司君　牛田　茉友君
江原くみ子君　奥村　祥大君
かごしま彰宏君　川合　孝典君
後藤　斎君　小林さやか君
榛葉賀津也君　竹詰　仁君
田村　まみ君　堂込麻紀子君
庭田　幸恵君　芳賀　道也君
浜口　誠君　浜野　喜史君
原田　秀一君　平戸　航太君
舟山　康江君　水野　孝一君
山田　吉彦君　秋野　公造君
石川　博崇君　伊藤　孝江君
上田　勇君　川村　雄大君
窪田　哲也君　佐々木雅文君
里見　隆治君　下野　六太君
杉　久武君　高橋　光男君
竹内　真二君　竹谷とし子君
谷合　正明君　司　隆史君
西田　実仁君　原田大二郎君
平木　大作君　三浦　信祐君
宮崎　勝君　横山　信一君
青島　健太君　浅田　均君
石井　苗子君　石井めぐみ君
猪瀬　直樹君　上野ほたる君
広田　一君　牧山ひろえ君
水岡　俊一君　森　ゆうこ君
山内佳菜子君　吉川　沙織君
蓮　舫君　礒﨑　哲史君
伊藤　辰夫君　牛田　茉友君
奥村　祥大君　川合　孝典君
小林さやか君　竹詰　仁君
堂込麻紀子君　芳賀　道也君
浜野　喜史君　平戸　航太君
水野　孝一君　秋野　公造君
伊藤　孝江君　川村　雄大君
佐々木雅文君　下野　六太君
高橋　光男君　竹谷とし子君
司　隆史君　原田大二郎君
三浦　信祐君　横山　信一君
浅田　均君　石井めぐみ君
上野ほたる君

岡崎　太君　　嘉田由紀子君
片山　大介君　　金子　道仁君
串田　誠一君　　佐々木りえ君
柴田　巧君　　石　平君
高木かおり君　　中条きよし君
新実　彰平君　　松沢　成文君
松野　明美君　　安達　悠司君
安藤　裕君　　岩本　麻奈君
梅村みずほ君　　大津　力君
神谷　宗幣君　　後藤　翔太君
櫻井　祥子君　　塩入　清香君
杉本　純子君　　中田　優子君
初鹿野裕樹君　　松田　学君
宮出　千慧君　　山中　泉君
北村　晴男君　　百田　尚樹君
安野　貴博君　　尾辻　朋実君
齊藤健一郎君　　ながえ孝子君
平山佐知子君　　福山　哲郎君
望月　良男君

一六名

反対者氏名

岩渕　友君　　吉良よし子君
小池　晃君　　白川　容子君
大門実紀史君　　仁比　聡平君
山添　拓君　　伊勢崎賢治君
大島九州男君　　奥田ふみよ君
木村　英子君　　天畠　大輔君
伊波　洋一君　　高良　沙哉君
福島みずほ君　　ラサール石井君

福岡県議会の海外視察に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年五月二十七日

北村　晴男

参議院議長　関口　昌一殿

福岡県議会の海外視察に関する質問主意書

現在、福岡県議会（以下「県議会」という。）の海外視察の在り方が問題視され、他の都道府県議会と比較し、海外視察の実施回数が極端に多く、莫大な公費を費やしているとの批判がなされている。直近のデータとして、令和六年一月十四日から令和七年八月二十四日にかけての一年七箇月余りで、県議会による海外視察が十五回行われ、公費負担は、明らかになっているだけでも一億四千四百万円以上に上っている（令和七年十二月二十七日付け西日本新聞）。この金額には同行者分の費用は含まれていないが、令和六年四月にドバイ等を訪れた視察では、議員五名の他に、県職員五名が随行していた（令和六年四月二十五日放送のテレビ西日本「記者のチカラ」）。毎回、議員と同数程度の県職員が同行しているものと思われる。

前記十五回の県議会の海外視察のうち五回には知事も同行している（県議会及び福岡県庁ホームページ、監査公表第三〇号（令和八年三月二十四日、県公報第六八〇号）「住民監査請求に基づく監査（令和七年度）」（以下「当該監査結果」という。））。知事及び県職員の渡航費用を合わせると、一年七箇月余りで、少なく見積もっても二億から二億五千万円の公費が支出されたものと思われる。また、令和六年以前においても、平成三十一年度から令和五年度の計五年間のうち、コロナ禍の令和二年度及び三年度を除く実質三年間で、随行した県職員の費用も含めた県議会の海外視察に二億八千四百万円超の公費が支出された（令和六年四月二十二日付け読売新聞オンライン記事及び同日放送のテレビ西日本「記者のチカラ」）。この期間の海外視察の約半数には知事も同行しており（令和六年六月五日付け西日本新聞）、前記一年七箇月と合わせ、約四年半で実に五億円規模の公費が支出されたものである。

県議会議員の宿泊費は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）を準用して決定されている。令和七年四月に施行された国家公務員等の旅費制度の改正前は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）において、宿泊料は国務大臣クラスで上限三万二千二百円と規定されていた。改正後は、同規程において、渡航国・地域ごとに宿泊費基準額が規定され、今回問題視した県議会の海外視察のうち、唯一、改正後に実施された中国視察では、地域により上限一万四千円から五万千円であった。しかし、実際の宿泊費については、毎度、知事との事前協議で決裁されており、一泊十三万円の部屋への宿泊が認められるケースもあった。

また、令和七年三月のベトナム視察では、藏内勇夫県議会議員が視察とは無関係な別行動を取り、台湾を経由して帰国したことで、他の議員より交通費が十万円程度増額になったところ、これも公費補填されていた。前記公費補填について、県議会事務局は当該監査結果において、「あらゆる議員活動が議会活動と関連し、有益なものになり得るという議員特有の事情がある」と説明している。しかし、これは議員の行動には際限なく公費を使ってもよいとの結論にもつながり得るもので不可解と言うほかない。

普通地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条で定められているとおり、原則として一般競争入札によって行われ、例外として地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結できる。しかし、各海外視察に係る旅行会社との契約は一般競争入札ではなく、全て随意契約によるものであった。各海外視察の当初契約（航空券や宿泊費の費用弁償を除く、主に通訳やガイドの契約）の額は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第一号で定められた随意契約が可能な上限額（令和七年四月の改正前は百万円、改正後は二百万円）の範囲に収まっている。しかし、その後、契約変更を行い、費用が当初契約額の最大十倍以上に膨らむ等、大幅な増額が常態化している。ガイド料、通訳料、現地移動バス借上げ料等、予算に計上されていた項目が当初契約には含まれておらず、その後の契約変更でこれらの項目が追加された結果、随意契約が可能な上限額を上回ったケースが多数認められた（令和七年十二月二十二日付け西日本新聞）。こうした行為は、随意契約に係る地方自治法の規定を潜脱するのみならず、県民の目を欺き、予算を組み議会の承認を得ている意味を失わせ、議会制民主主義の原則を破壊する行為と言わざるを得ない。この点、随意契約の形式を取ってきた理由について、県議会事務局長は県の予算委員会や当該監査結果で説明しているが、理解に苦しむものである。

また、各海外視察に係る一部メディアや住民からの批判を受け、県議会は令和六年六月、以後、

報告書を作成すべき旨の申合せをした。しかし、令和八年五月現在までの二年間に行われた約二十件の視察のうち、報告書の公開は二件にすぎない。他の海外視察については、県議会のホームページに写真と数行の文章が掲載されるのみで、報告書と言うには程遠いものである。その後、報道や福岡県民を中心とした国民の批判の声を受け、県議会議長及び副議長は令和八年四月、正副議長所信表明（就任二年目にあたって）において、報告書を作成・公表しない理由を、視察の「成果が出てくるには時間がかかる」、「交渉継続中の段階で説明できるものではない」などとしているが、理由として不合理で、理解に苦しむものと言うほかない。

以上のとおり、県議会の説明や対応を見る限り、自浄作用は期待できないことが明らかであり、国として指導・監督を行っていかなければいけないものと考え、以下質問する。

一　県議会の海外視察に関する一連の契約を全て随意契約で行ってきた事実及び宿泊費を知事との事前協議で毎度上限額を超えて際限なく認めてきた事実については、地方行政を預かる県が、県民の利益ではなく、特定の議員や旅行会社の利益を図ってきたとして、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十七条の背任罪に当たる可能性がある。総務省は事実調査を行うべきと考えるが、その考えはあるか示されたい。

二　契約変更により最終契約額が大きく膨れ上がるケースが常態化していることは、県民の目を欺き、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第一号に規定される少額随意契約の定めを潜脱する行為にほかならないと思われる。総務省として、事実調査を行う考えはあるか示されたい。

三　このような状況においては、地方自治体の自浄作用による解決を期待できる要素が見当たらず、国としてガイドラインを示すなど適切な助言、指導等を行っていかなければ地方行政の違法又は著しく不適切な行為を止めることはできないと考える。総務省として、その必要性の有無について見解を示されたい。

右質問する。

令和八年六月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員北村晴男君提出福岡県議会の海外視察に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員北村晴男君提出福岡県議会の海外視察に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、御指摘の「当該監査結果」等を踏まえ、まずは、福岡県において、今後の対応を検討することが考えられるところであり、現時点において、総務省として調査することは考えていない。

三について

御指摘の「国としてガイドラインを示すなど適切な助言、指導等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方公共団体の契約に関する事務について、これまでも技術的な助言をしているところであり、今後も必要に応じて対応してまいりたい。